

令和4年 第4回

木古内町議会定例会会議録

令和4年12月15日 開会

令和4年12月16日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和4年12月15日）	
議事日程	2
議会運営委員会報告書	3
議長諸報告	4
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	6
開会・開議の宣告	10
日程第 1 会議録署名議員の指名	10
日程第 2 議会運営委員会報告	10
日程第 3 会期の決定	11
日程第 4 議長諸報告	11
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	11
日程第 6 一般質問	14
4番 吉田裕幸	14
9番 竹田努	15
8番 廣瀬雅一	20
1番 平野武志	25
3番 東出洋一	45
6番 新井田昭男	59
7番 相澤巧	65
延会の宣告	67
会議録署名議員の署名	68
第2日目（令和4年12月16日）	
議事日程	69
開会・開議の宣告	70
日程第 1 会議録署名議員の指名	70
日程第 2 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	70
日程第 3 議案第15号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	70

日程第 4	議案第 13号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を 改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	70
日程第 5	議案第 1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算（第8号）・・・・・・・・	70
日程第 6	議案第 2号	令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）・・	70
日程第 7	議案第 3号	令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）・	70
日程第 8	議案第 5号	令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）・・・・	70
日程第 9	議案第 6号	令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算 （第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
日程第 10	議案第 7号	令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）・・	70
日程第 11	議案第 8号	令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）・・	70
日程第 12	議案第 4号	令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）	84
日程第 13	議案第 9号	木古内町選挙公報の発行に関する条例制定について・・・・・・・・	87
日程第 14	議案第 12号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について	88
日程第 15	議案第 10号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	88
日程第 16	議案第 11号	木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について・・	90
日程第 17	議案第 16号	木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
日程第 18	議案第 17号	動産（物品）の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・	92
日程第 19	発議案第 1号	議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・・・・・・・・・	93
日程第 20	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	・・・・・・・・・・・・・・・・	93
	閉会の宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	会議録署名議員の署名	・・・・・・・・・・・・・・・・	95

令和4年12月15日(木)第1号

- 開会日時 令和4年12月15日(木曜日)午前10時00分
○ 延会日時 令和4年12月15日(木曜日)午後 4時07分
-

・出席議員(9名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
		議長	10番 又地信也

・欠席議員(1名)

5番 安齋 彰

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	藤澤義博
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	幅崎英樹
税務課長	福井弘生
会計管理者	福井弘生
町民課長	阿部亮輔
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	西山敬二
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	加藤隆一
給食センター長	加藤隆一
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	福田伸一

令和4年第4回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和4年12月15日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		一般質問
7	議案 第14号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
8	議案 第15号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
9	議案 第13号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
10	議案 第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算(第8号)
11	議案 第2号	令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
12	議案 第3号	令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
13	議案 第5号	令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
14	議案 第6号	令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)
15	議案 第7号	令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
16	議案 第8号	令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
17	議案 第4号	令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)
18	議案 第9号	木古内町選挙公報の発行に関する条例制定について
19	議案 第12号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
20	議案 第10号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
21	議案 第11号	木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
22	議案 第16号	木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定について
23	議案 第17号	動産(物品)の取得について
24	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
25		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

令和4年第4回定例会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算(第8号)	4.12.16	原案可決
議案第2号	令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	4.12.16	原案可決
議案第3号	令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	4.12.16	原案可決
議案第4号	令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)	4.12.16	原案可決
議案第5号	令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	4.12.16	原案可決
議案第6号	令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)	4.12.16	原案可決
議案第7号	令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	4.12.16	原案可決
議案第8号	令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	4.12.16	原案可決
議案第9号	木古内町選挙公報の発行に関する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第10号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第11号	木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第12号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第13号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第14号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第15号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第16号	木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定について	4.12.16	原案可決
議案第17号	動産(物品)の取得について	4.12.16	原案可決
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	4.12.16	原案承認
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	4.12.16	承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和4年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は9名でございます。
5番 安齋 彰君から欠席の届け出がありました。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
9番 竹田 努君、1番 平野武志君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。
令和4年9月16日に開かれました、令和4年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。
議会運営委員会 委員長 2番 手塚昌宏君。
○2番(手塚昌宏君) おはようございます。2番 手塚昌宏です。
令和4年12月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 手塚昌宏。
議会運営委員会報告書。
令和4年第4回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。
記 1. 会議開催状況。
会議開催日 令和4年12月13日、出席委員は記載のとおりで、欠席委員はおりませんでした。
2. 令和4年第4回木古内町議会定例会における議会運営について。
(1) 今定例会の会期については、12月15日から12月16日までの2日間としたい。
15日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。
議事日程番号7から16、19から20までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案17件、発議案1件である。

(4)一般質問者は7名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分の時間制で実施するものとする。

3. 令和4年第4回木古内町議会定例会における新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)議場内、委員会室においては、出席者及び傍聴人は全てマスクを着用し、発言は全て自席で行うこととする。

(2)議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

(3)出席者には、飲料水を配付する。

(4)傍聴席への入場は18名までとする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から12月16日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの2日間と決定をいたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和4年9月16日に開かれました、令和4年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

令和4年12月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、令和4年11月4日、令和4年11月22日、令和4年の12月5日の3回開催しており、出欠委員並びに説明員につきましては、記載のとおりでございます。

2. 管事務調査項目。

(1)の税務課で2項目、町民課3項目、まちづくり未来課7項目、生涯学習課4項目、保健福祉課3項目、産業経済課3項目、総務課5項目、病院事業2項目、建設水道課1項目、(10)といたしまして、町政全般に関する緊急を要する課題についてであり、調査の項目は記載のとおりでございます。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行いました結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1)空き家対策事業の進捗状況について、こちらは第3回の定例会でも報告したわけございまして、内容についても同様に申し添えます。その一部を抜粋しておりますので、こちらも読み上げることといたします。

抜粋 今後も増えていく空き家の対策について、代執行が増えることは望ましくない。

計画に基づき調査・把握を早急に進め、対策に取り組んでいただきたい。所有者への適切な管理の促進はもちろん、他課と連携し空き家の利活用施策にしっかりと取り組むことも申し添えます。

危険家屋の解消につきましては、法の順守を経た中で速やかに取り組み、町民の安心・安全を確保することを強く申し添えます。

(2)業務委託関連について、こちらまちづくり未来課です。

木古内町地域公共交通計画策定・木古内町地域脱炭素将来ビジョン策定・第7次木古内町振興計画策定。これらは全て業務委託であり、立派な冊子が完成されることを推測いたします。それぞれ協議会や委員会を構成し意見をくみ取り、完成を目指す計画であります。

関係団体や町民との協議・意見交換にしっかりと時間を割き、当町の考えがしっかりと反映できている事業の遂行を期待いたします。

(3)小中学校のICT化の進捗状況について、生涯学習課でございます。

昨年度よりGIGAスクール化構想が進み、端末を活用した教育が実行されております。

IT社会が進む現代で生徒・児童の将来を見据え、最先端の教育が取り組まれていくことは、大変望ましいこととあります。

反面、タブレットやスマートフォンに依存することや、人との会話や挨拶など社会通念上のモラルがかけることがないような教育をしっかりと継続していくことも重要であります。

学校、そして保護者との連携を密にし、木古内町の教育のレベルアップを求めるところでございます。

(4)新規事業の取り組みについて、こちら保健福祉課です。

心房細動モニタリング事業・安心見守りサービス事業、これらの新規事業については、協

定する事業者の不具合等もあり、予算どおりの執行に至っておりません。事前準備やPR不足、見込み予測の甘さなどを指摘せざるを得ません。

担当課においては、現状の課題や反省を活かし、年度末までの事業推進や次年度の予算編成に反映することを望みます。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険病院事業の現状を踏まえた上半期の収支状況について、こちら病院事業でございます。

第8波に突入している現状の中、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、大変多忙な業務が続く中、その使命を遂行する病院の経営体制、並びに医療関係従事者には敬意を表します。

上半期の収支状況を冷静に判断いたしますと、コロナ患者を受け入れる指定病院への交付金があり安定経営が保たれてはおります。反面、一般患者数は、入院・外来ともに大きく減少しており、コロナ収束後の安定経営が継続できるかが大きな不安要素であります。

医師や看護師を含むスタッフの継続的な確保と、患者に信頼ある病院であり続けることを示した経営改革プランの策定に期待いたします。

(6) 高齢者介護サービス事業会計の上半期収支状況について、こちら特養いさりび事業でございます。

特養いさりびの経営状況については、恵心園と合併し特養に移行後、大変厳しい経営状況が続いてきました。

そんな中、様々な諸課題に取り組み、入所者が定員に達するなど上半期の収支においては、今後の安定経営への道筋が見えてきたとこのような状況であると思います。

引き続き、課題である職員の確保に尽力し、短期入所者そして通所リハビリテーションの利用者増加に努め、当町にとり必要不可欠でありますこの施設の安定経営が今後も継続していくことを望みます。

(7) 簡易水道事業会計の上半期収支状況について、建設水道課です。

人口減少に伴い、給水件数・有収水量ともに減少し続けております。有収率についても下降が続き、今後の施設改修費は増加していくことが予測されます。

今後の経営については、企業債返還の負担も大きく、危機的であると推測されます。

また、収入不足が予測されることから、一般会計からの負担が大きくなることが懸念されます。それらの不安要素を踏まえ、次年度以降の予算編成には慎重な協議をすることを申し添えます。

(8) 木古内町選挙公報の発行について、こちら総務課でございます。

議会改革特別委員会からの答申を受け、次年度の統一地方選挙より実施する旨の報告を受けました。この公報誌につきましては、多くの町民が望んでいた公報誌であり、選挙期間中大変多忙が予想される中、発行を決めていただいたこと、このことには大変評価いたしますとともに、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

(9) 自主防災組織設立に向けた取り組みの進捗状況について、これも同じく総務課でございます。

自主防災の体制構築については、長年にわたり課題が残り続けています。

町内会連合会との協議が進み、全町内会が自主防災組織が必要であるとそのような認識を得たことは大きな進展であり、一部の町内会はすでに組織が設立されている状況であります。

全町民、特に避難弱者が組織加入されていなければ意味がなく、今後の組織設立には課題が山積しております。新たな組織の立ち上げとそして継続については、行政が先頭に立ち、取り組み、支援体制を整えていくことを望みます。以上です。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第6 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことといたします。

はじめに4番 吉田裕幸君。

○4番(吉田裕幸君) おはようございます。4番 吉田裕幸です。

1項目につきまして、通告をしておりますので、はじめたいと思います。

木古内町犯罪被害者等支援条例、仮称ではありますが、制定についてであります。

近年、刑法犯罪認知件数は、平成14年に全国で285万件をピークに、総数は継続して減少はしているものの、被害者が高水準で推移し、依然として厳しい犯罪情勢が伺えます。

平成11年4月に山口県光市母子殺害事件をきっかけに、犯罪被害者の権利確立のため、全国犯罪被害者の会が国に働きかけ、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

法律では、被害者の家族、また遺族に対しての相談や情報提供、損害賠償請求について、援助給付金の支給に係る制度の充実、保健医療のサービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定など様々な支援を町と関係団体が一体となり、被害者や残された家族、遺族を支援する内容となっております。また、第5条には地方公共団体の責務が示され「地方公共団体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と記されています。

決して起こってはならない犯罪、いつ起きても不思議ではない犯罪に対して、町民の安全で安心して暮らせるまちづくりを進める町の取り組みとして、極めて重要な犯罪被害者等支援条例と考えますが、町として取り組む考えがあるのか町長の見解を伺います。

参考までに道南地域において、条例を施行した自治体は、平成21年3月に松前町、同年12月に北斗市、令和4年3月にはせたな町、知内町では、本年9月の定例会で条例が議決され、同年11月30日には、犯罪被害者の情報を互いに共有することなどを盛り込んだ協定を知内町と木古内警察署が締結しています。以上です。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 4番 吉田議員のお尋ねにお答えをいたします。

犯罪被害者等の支援のため、関係機関連携のもと、犯罪被害者等のための施策を総合的、且つ計画的に推進する必要があると考えております。

新年度に向けて、犯罪被害者のための支援のための条例を検討してまいります。以上でございます。

○議長(又地信也君) 4番 吉田裕幸君。

○4番(吉田裕幸君) 鈴木町長、ありがとうございます。

ことしの5月でしたか、この問題について鈴木町長とお話をした経緯がございます。

5月にせたな町で行われた林活の役員会に出席した中で、この条例がせたな町が4月1日から施行されたという話題になりました。そしてこれは、もうそこに出席していた各町の議員の人達が皆さん「良い条例ですね」という話になって、今後もこれ広がると思います。

ただ、右ならえっていう感じの条例っていうのは、私もあんまり好きではないです。鈴木町長にお願いするのは、基本法の中にもありますように、「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」と。鈴木町長なら木古内町に応じたこういう施策の策定をお願いしたい。

ただ、これも当然議会の議決が必要になります。それで早くと、なるべくなら新年度からとは思っていますが、検討するっていうことで、慎重に鈴木町長は事を進めるんだなと思っておりますので、まずその辺もし心に秘めたるものがありましたら、お伺いをしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 吉田議員の再質問でございますが、2点ほど答弁をさせていただきます。

制度開始の時期につきましては、令和5年の4月に施行できるようにいま担当課で調整をしております。

また、地域の実情にあわせたということですが、当町も条例を制定するわけですが、被害者の支援については、たくさんの課題があると認識をしております。制度名、施策、条例などいわゆるハード面は整ってきていますが、それらを動かしていくソフト面、被害者支援を担う専門家でしたり、また地域の方々の深い理解、そういったものが極めて重要だろうと思っております。ですので、町といたしまして今後どのように被害者のかたの支援体制を充実させていくのか、これが皆様とともに積み重ねていくことが大事だと思っておりますので、来年度に条例の施行に向けて取り組んでまいりたいとそのように思っております。

以上です。

○議長(又地信也君) 4番 吉田裕幸君の一般質問を終わります。

次に9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 9番 竹田 努です。

人口減少施策、高齢者を守る施策について、お尋ねいたします。

多くの自治体において共通の課題である人口減少対策、なかなか歯止めのかからない状況に苦慮しているところだろうと思っております。4月から「移住定住新生活しあわせサポート条例」が運用されまして、移住・定住の増加に期待をいたしているところであります。

一方で、第6次振興計画が令和5年度が最終年で、しっかりとした検証や次期の計画の素案づくりなど、重要な局面を迎えているものと思っております。

そんな中、町の高齢化率も50%を超え、人口の半分が高齢者の町となりました。町では高

高齢者施策として、訪問・外出支援サービスや緊急通報装置等々のサービスを行っております。

高齢者は、年を重ねるごとに、いろいろな不安や悩みを抱えて生活されていますが、最近特に高齢者をねらった詐欺被害の注意喚起が防災無線で流れています。新聞報道等でも毎日のように詐欺被害の記事が出ております。木古内町においても何らかの防止策が必要であると感じております。

そこで高齢者の安心安全の観点から、下記の項目につきまして町長の考えを求めるものがあります。

1点目は移住定住施策、このサポート条例がスタートして半年経過、そのことを踏まえて都会あるいは他町から見て、田舎って言いますか木古内町に移住をしたい高齢者等に魅力ある、住んでみたいそのように感じる整備って書いていますけれども、もう既に条例はできておりますので、肉付け等が必要でないかというふうに思うところがあります。

それから二つ目は、第7次の振興計画策定にかかる「まちづくり委員」の公募については、高齢化率50%の町、この状況を考慮して、高齢者も委員に参画すべきと考えております。このことについては、どうのお考えなのかお尋ねします。

3点目は、高齢者にとりましては、連絡の手段っていうか方法は電話であります。最近、電話を使った詐欺防止対策として、「防犯機能付き電話」これが効果があるっていうようなことで、既に取り入れた自治体が何町か出ております。我が町もこのことについて、導入すべきだという考えのもとで、その際に補助金等の支援を検討すべきだろうという考えであります。一つ、よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 9番 竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、都市部で暮らすかたが当町など地方の移住を考える際には、住む家や働く場所、自然環境など様々な観点から検討されますが、移住を考えている高齢者のかたからは、病院や介護施設の状況、またどのような移動手段があるかなど、これらに高い関心を持たれております。

高齢者等に魅力のあるまちづくりといたしましては、医療・介護制度の充実やニーズにあった移動手段の確保など、現在、木古内にお住まいのかたが木古内に住んでいて良かったと思われるような高齢者施策を実行することで、都市部のかたへもそれらを当町の魅力として伝えることができるものだとそのように認識をして考えております。

2点目についてでございますが、まちづくり委員の公募については、町政広報の12月号とともに募集のチラシを配布しております。12月30日まで応募を受け付けております。

その要件といたしまして、「年齢は18歳以上のかた」としており、高齢者のかたにおきましても、ご応募いただくことは可能でございます。ぜひご応募いただき、知識や経験そういったものをぜひともまちづくりに活かしていただきたいように考えております。

次は、3点目でございます。

特殊詐欺の手口というものは、非常に多様化しております。

オレオレ詐欺以外の詐欺被害を防ぐためにも、木古内警察署と連携した様々な取り組みを進めて今後も続けてまいります。

また、新年度に向けて、令和5年度に向けまして、高齢者の特殊詐欺の被害を防ぐために、迷惑電話の防止機能付きの固定電話機などの購入費の一部を町として補助するその制度を検

討してまいります。以上でございます。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 1番目の移住施策について、この条例、この制度を木古内町に住んでいるかたにとっても大変、若い人が住宅を建て替え、あるいはリフォームしようっていう時に、いままでかってなかった制度って言いますか、条例です。この定住施策も木古内町から出ていかない一つの政策とすれば、大事だと思います。私はやはり期待しているのは、移住です。他町あるいは都市部から木古内町に住んでいただくっていうこういう部分については、これを何年前からも高規格道路開通に向けて、その前にやはり木古内町は交通の要衝含めて、PRすべきだっていう部分を訴えてきたんですが、ようやくことしの4月にこのサポート条例が公布されて、町内に住んでいて家を建て替えだとかするかたについては、マックスでやはり500万くらいの支援があるんですね。大変魅力です。ですから、これを受けたかたはたぶん喜んでいかなっていうふうに思います。ただ、半年経過の中ではたしてこの制度を使って移住者が何人増えたのか、どうなのかっていうこと。町長が答弁なさった、当然この住宅環境ばかりでなく、やはり木古内町の福祉都市の福祉の充実、医療機関も充実している、その他の除雪サービス含めたいろんなサービスも充実をしているっていうこういうことは一番やはり連携しなきゃならない部分だと思っています。ただ、いまやはり町長が答弁された部分はわかるんですけども、実態はどうかって言ったらやはり各課の連携が密になっていないっていう実態じゃないかなって思うんですよ。例えばこのサポート条例、住宅の部分については、その課が一生懸命やる。福祉との連携の部分は、福祉課に行きなさいっていう体制でないのかなって。やはり課の横断した連携の部分も大事なのかなと。

それとやはり、ホームページなんか見ても移住施策の他町から見て、やはりわかりづらい正直言って。移住者には100万円、給付しますよ。そのほかに基本額って言いますかそれがあって、移住して木古内に住めば200万円もらえるって、これも魅力です大変。ただ、その場合にまずはやはり木古内の良さっていうのは、森林資源が多いっていうことからすれば、木古内に来て例えばリフォームする場合はスギ材の提供をするだとか、これはいろんな制度を使ってそういうものをプラスして、木古内に飛び込んでこれるような目玉って言いますかそういうものも大事になってくるのかなっていうふうに思っています。だから、その辺も含めてやはり課の横断的な部分をもう少し整理する必要があるのかなっていうふうに感じています。

ただそれともう1点は、この制度をスタートして9月には900万円補正していますよね。ですから、今年度の予算が約2,500万円、そしてこれは5か年の時限立法なんですよ。だから、5か年で最大のやはり効果を出さないとなんだっていうふうに言われるものですから、私はやはり木古内町の財政も考慮した部分も考えながら、この部分はもういくらでもっていう形なのかどうなのかっていうのがちょっとやはり見えてこないんですよ。4月の時点では1,800万、9月に900万補正して、また足りなければまた補正する。そうすれば、5か年で1億以上の原資が財源が必要になってくるっていうふうにそういう部分も含めて、やはり人口を増やすっていう政策については、もう少しやはり課の連携含めた部分で、一つもう少しご検討をしていただきたいっていうふうに思います。

それから2番目の振興計画、確かに12月の広報でまちづくり委員の公募のチラシが入っています。これは何て言うんだろう、なぜ町長いまこの12月にまちづくり委員のこの時期に公

募になったのかっていうのがちょっと見えないんですよ。これは、というのはそうすればまちづくり委員の報酬は13万5,000円、3月の議会で議決しています。この振興計画の策定するコンサルに発注する委託料が350万、例えばまちづくり委員会を開催しないで、コンサルだけが先に走っているんじゃないのかなっていうふうに思うんですよ。私はやはり木古内町の6次の検証は、このまちづくり委員ここでの検証がやはり絶対必要だと思っています。

それとやはり高齢者は、この公募には18歳以上ですから高齢者を別に制限しているわけではないから高齢者のかたもどうぞって言いますけれども、なかなかやはり高齢者は自分自らこういう委員に公募っていうふうに名乗りを上げるのはないんじゃないだろうかなって、何人かいるかもわかりません。私が聞いたかったのは、このまちづくり委員の構成のうち何人なのかっていう部分もちょっと見えていないんですが、もし20人だとすれば少なくとも半数は高齢者の人が加わるのかどうなのかってそこが町長、首長の考えとしてのことを確認っていうか聞いたかったんです。そこを再度お願いしたいと思います。

それから3番目の犯罪機能付電話、これは新年度検討しましょうっていうことですから、大変前向きな回答だと思っています。ただやはり町長、これは12日の歳末警戒の時も町長もおっしゃっていたし、警察署長も強調してこの電話による詐欺、この部分はいつ来るかわからない高齢者にとっても、これは私は早くやるべきだと思う。ただ、ことしの例えば総務の常任委員会の報告でもあったように、3月に予算取ってもなかなかスムーズに進まないっていういろんなこともあるんでしょうけれども、良いものであれば早く犯罪は待っていないんですよ。ですから、そういうことも含めて新年度と言わず、やはりもし取り組むということであれば、早くやはり実行すべきでないかっていうふうに思っています。その辺も含めて。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 竹田議員の再質問にお答えさせていただきますが、1点目が移住定住で、2点目がまちづくり委員、3点目が電話の詐欺の対応についてなんですが、先に2点目と3点目を答弁させていただいて、最初の移住定住に関しましては、ご質問がたくさんボリュームがございましたので、どの部分について答弁させていただいたらよろしいのか確認をさせていただいてから、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、二つ目の再質問でございますまちづくり委員についてですが、1回目の答弁でさせていただいたとおり、18歳以上のかたとしております。そして、委員は15名でございます。

最大で15名でございます。そして、公募のほかにも団体からの推薦があります。第6次振興計画の策定におきましては、老人クラブ連合会から委員を推薦いただいていたという経緯がございます。したいがままして、第7次の振興計画におきましても、同様に委員を推薦いただく予定としておりますので、多種多様な年齢や分野、団体の皆様とともに町の将来、町の未来像を検討してまいりたいとそのように考えております。

三つ目の再質問でございますが、令和4年度は函館地域・道南地域で約2億6,500万の詐欺があったということで、これは前年の60倍ということで、私達行政としても非常に危機感を持っておりますし、木古内警察署のかたにも大変ご協力をいただいて、連携して事業をやらせていただいております。

はつらつ演芸会では、詐欺電話の寸劇、また小学6年生の子ども達の防災無線だったり、様々な方法で町として周知をさせていただいておりますが、まさにいつどこで誰が詐欺にあうのかわからないということでは、議員の再質問のとおり、一刻も早くそういった制度を作

るべきじゃないかという質問の気持ちという部分は、私も理解をいたします。ですが、実際どれぐらいのかたが必要としていて、また制度設計も含めて、また先進的に取り組んでいる自治体の例なども見まして、固定電話機等がございますから、様々な詐欺に対する対策が必要なんだろうと思っております。

ですので、総合的にいろいろと精査をしながら新年度へ向けて予定どおり進めてまいりたいと思っております。

また、1点目の再質問の移住定住の件ですが、再質問の場所の内容の確認をもう一度させていただきますたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) これは例えば町長、やはりいろんなサービスとの連携含めた課の横断だとか、私はやはり感じたのは例えば10月の東京木古内会に行った時、行政側で例えばこの移住サポート条例のPRだとかチラシ、例えばふるさと納税含めたそういう部分のあれも何も用意していなかったっていう非常に何て言いますか、自分も参加してちょっと本当にサポート条例自体も本当に本気なのかっていうふうに思うようなところも感じたものですから、やはりその辺も含めた整備っていうか整備がっていうふうに思いに至ったんですよね。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) それでは、答弁をさせていただきます。

まずをもって、東京木古内会の際に移住定住やふるさと納税のご案内につきましては、私はご挨拶の中でさせていただきましたが、職員が皆さんの前でっていう案内は今回しませんでした。個別にお一人お一人資料を置いて、個別にご説明をさせていただいたということがあります。

また、移住だけではなくて定住もという質問の中で現在、移住定住のPR事業では様々な町のPRをしているんですが、その中でも高齢者の支援という部分をしっかりと町としてもPRをしております。事業の進みにつきましても、北海道の中でもいま極めて移住定住みらいある条例が制度設計が極めて補助金額も高いということで注目されてはいるんですが、やはり町として何のためにやるのかという部分がとても大切だと思っております、議員おっしゃるとおり移住もですが定住、いま住んでいるかたが住んでいて良かったと思ってもらえるような制度が皆さんにも喜ばれるし、町の未来にとっても意味のあるものになるんだろうと思っております。

一応、マイホームの取得事業と空き家リフォームの助成事業で、今回16世帯が申し込みをいただいたんですが、約半分が町外、その約半分が65歳以上の世帯のかたがいますので、議員からいただいた質問の中でも定住と移住と高齢者世帯へのPRという部分では、概ねバランス良く事業が進んでいるものと私どもとしては認識をしております。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 町長、1番目の部分については、概ね了解をいたしましたし、これは5か年の時限立法でもありますし、後戻りのできない事業だと思っておりますから、ぜひ精力的に取り組んでいただきたい。

それから振興計画、これについての例えばコンサルの策定で、いつ策定って言いますか発注はいつしたのか、確認します。

○議長(又地信也君) まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) 竹田議員のご質問にお答えいたします。

第7次木古内町振興計画策定業務におきます契約につきましては、今年の9月14日に契約を締結しております。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 前段も言いましたけれども、この振興計画の策定のまちづくり委員会、これが大変重要だと思っています。検証含めて、この公募が12月で、コンサルの発注が9月にもうしちゃっているって、これ逆じゃないかっていうふうに思うんですよね。その辺についてどうですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 再質問でございますが、3月の予算委員会の中で、いろいろと行政としてはもちろん説明責任があるわけでございますが、町としましては当初どおりの予定でスケジュールを進んでいるとそういった認識でございます。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 時間になりましたから、これで終わりますけれども、本来であればまちづくり委員会を早く立ち上げて、そのあとやはりコンサルの意見をもらうっていうのが筋だろうと思っています。ただ、町長は行政のスケジュールどおりだと言っていきますから、それは致し方ないのかなって思います。以上で終わります。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君の一般質問を終わります。

次に8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬雅一でございます。

皆様、おはようございます。

私のほうからは、項目二つでございます。

まず一項目目、第8期木古内町老人福祉計画・介護保険事業計画についてでございます。

本計画は、第7期計画の理念を継続し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確立される体制のさらなる推進を図る計画で、多岐にわたり事業を実施していると確認しております。

しかしながら、事業によっては施設の休止や停止、人員不足等によるサービスの提供ができない状況から、住民の皆さんからも不安や不満の声が聞かれております。

第8期の計画は、令和5年度が最終年度であり、現状の課題を踏まえ、第9期の計画策定に向け、今後の対応策について、町長にお伺いいたします。

(1) 入所を希望するかたの思いを叶え、人口流出抑制の観点から介護老人保健施設の誘致が必要と考えますが如何かと。(2) 町内において、訪問入浴サービスを希望するかたへの対応について。(3) 「木古内町家族介護用品の給付に関する要綱」、第2条第2項内の「木古内町に住所を有する者で」の文言の削除についてでございます。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 8番 廣瀬議員のお尋ねにお答えをいたします。

1点目の介護老人保健施設の誘致についてのお尋ねでございますが、介護老人保健施設の必要性については、介護老人保健施設に限らず、様々な介護サービスが町内で提供される体制の構築は望ましいと考えておりますが、介護老人保健施設の誘致については、考えておりません。

2点目の町内において訪問入浴サービスを希望するかたへの対応についてでございますが、現在、訪問入浴サービスを町内で行っている事業所はないため、当面は訪問介護や短期入所、デイケア等のサービスをご利用いただきたいとそうように考えております。

3点目の木古内町家族介護用品の給付に関する要綱第2条第2項内の「木古内町に住所を有するかたで」の文章の削除についてのお尋ねでございますが、町外在住者からの要望があって、必要と判断した場合には、利用されるかたの立場になって考えると要綱の見直し、そういったものも検討してまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 私のほうからまずちょっと1点、確認したいと思います。

まずはじめに(1)でございますけれども、「望ましい」と町長は考えているということでした。現状、本年では町外施設利用者が46名と確認されています。また去年は、約70名と聞いておりました。この町外施設利用者全てが木古内町から住所を移転しているとは思いませんが、明らかにこの要因により人口減の要因ともなっているというのも一つだと思っております。

令和元年9月定例会での答弁で、前町長ではありましたけれども、当町と連携している江戸川区さんのほうへ誘致の働きをしましたが、残念ながら叶わなかったとありました。このように、介護施設を含む企業に対して、誘致活動を行っているとは聞いておりました。

現在、鈴木町長もSNSなどの情報発信から木古内町のアピールや、また企業の連携などトップセールスとして企業誘致に取り組んでいるものと感じております。

そこで、介護施設も含んでこれまでの取り組み、またこれからのお考えっていうのがあるのか、再度お願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 廣瀬議員の再質問でございますが、企業誘致という部分でももちろん取り組むというのは、就任当初からさせていただいておりますが、特定施設に限らず幅広い視野を持って、活動しているとさせていただいていることはございますので、引き続きどのような形で木古内に縁があるか企業があるかというのは、やはり自らの足で歩いて動くということが一番だと思っておりますので、議員からいただいた貴重なご意見も参考にしながら、今後の活動に活かしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 町長のいろいろな活動というのは、SNSで拝見してかなり一生懸命やっているのかなっていう思いもしております。ぜひ高齢者の安心な暮らしを守るため、また人口減対策や入所待機者の解消として、第9期策定に向け前向きな協議をしていただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) すみません。ただいまの1点目の介護老人保健施設、老健に限ったお話をさせていただきたいんですけれども、まず先ほど令和元年9月に江戸川区へというお話がありましたが、これは老健のお話ではなくて特養の誘致ということで、特別養護老人ホームの誘致ということで、お話を持って行ったということで、老健ではございません。

それと、平成29年度に現いさりびですけれども、特養と老健を統廃合して、そして特養を残すという町の考えのもと、現在運営しているわけですけれども、その考えというのは現

在も変わっておりませんので、老健に限っては誘致という部分では、現状考えも持っておりませんし、次の計画においてもそこを老健を建設、サービス料を見込むという考えは持っておりません。

また、老健に限らずですが介護の4施設、特養、老健、療養型、介護医療院というものは、広域的なサービスの調整が必要となりまして、木古内町が必要だから整備できるというものではなくて、渡島全体で枠の取り合いと言うんですか、函館市がいくつとかっていう形になりますし、うちはもう老健を80床返上したという実績がありますので、なかなか老健に限った整備という部分では、相当難しいということでご理解ください。以上でございます。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) いま副町長の答弁聞いて、わかりました。しかしながら現状、このように人口減少に対して流出している部分もあるってということだけ抑えておいてもらえればなと思っております。

続いて、(2)でございます。

こちらについては、計画段階でサービス提供事業者が町外事業者となっております。残念ながら事業所に確認したところ、ことしから人員不足ということで、サービスの提供ができない状況であると。現在、1年近く入浴ができないかたもおられると聞いており、大変お困りと伺っております。この現状について、行政サービスとしてどのような対策をお考えか再度聞きたいと思っております。

また、近隣市町村の提供事業者への交渉、働きかけというのはしているのかどうかも含めて、お願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 廣瀬議員の再質問にお答えいたします。

1点目の答弁でさせていただいたとおり、当面は訪問介護、短期入所、デイケア等のサービスをご利用いただきたいと考えておりますということをお答えさせていただきました。

町としましてもやはりこういった状況、ニーズがある中、いろいろと担当課として可能性、様々な部分で検討しているわけでありまして。函館市内に市外まで出張して訪問入浴をサービスを行っている事業者がございます。それらの事業者にもいろいろと問い合わせて、情報交換をさせていただいたんですが、現在、その事業者も木古内に限らず、職員不足というのが極めて業界で重要な課題となっておりますわけございまして、すぐには対応できないというようなお答えをいただきました。しかしながら、職員の不足の解消だったり、また様々別のやり方がサービスができるようになった場合には、利用者の数や回数、そういったものの条件があれば木古内まで来ていただいて、サービスを受けられるようになります。そういった事業者とのいろいろ情報交換はさせていただいておりますが、いずれにいたしましてもありとあらゆる方法を町として可能性を考えて、少しでも入浴して本当に入浴というのは、汚れを落とすだけではなくて、免疫を上げたり気持ちを落ち着かせたり様々な素晴らしい効果がありますので、町としてしっかりとここは取り組んでまいりたいと思っております。ご理解いただければと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 行政側としても現状把握して、それを解消するべく努力に努めているということで、確認いたしました。

最後に3番でございます。

こちらに関しては、そのままの文言削除でございます。先般の決算委員会や常任委員会等で私のほうからも一部触れたんですけれども、この要綱に関しては、本人や家族が安心して利用できる生活支援だと私は思っております。この文言により、家族が町外のかたは生活支援サービスが受けられないという事実でございます。この要綱は、平成12年3月に制定されたと思いますが、既にもう22年が経過され、現状の環境変化、当町に就職先がないなどにより、就職先を他市町に求めた子ども・家族がいるということが事実でございます。

しかしながら、ご両親は住み慣れた木古内町に暮らし、介護状態となってしまったと。

この時代背景を見れば、かなり考え深いところもあります。よって、基本理念に基づき生活支援員が包括的に確立される体制となつていただきたく、早急な対応を求めたいと思います。

また、先ほどの答弁で要望があつたらつていう話だったんですけれども、実態を踏まえて私は早急な対応をしていただきたくと思っております。見解をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 廣瀬議員の再質問でございます。

3点目の木古内町家族介護用品の部分に関する再質問でございますが、1回目の答弁でもさせていただいたように、実態がどうなんだろうということを町としてしっかりと把握しなきゃいけないと思っております。その上でこの要綱に限らず、要綱とか条例というのは本来、行政ってあまり変えたくないのかなというのが基本的スタンスだと思っているかたが多いと思うんですけれども、でも決してそうではなくて、時代の背景だったり、町の現状に応じて申請されるかた、利用されるかた、その給付を使うかた、それぞれの立場に立って、できる限りのそういう整備をしていくというのは、行政としてこれから求められているものだろうと時代だと思っておりますので、いただいたご意見をしっかりと受け止めて、来年度しっかりと利用されるかた、支援を受けるかたが利用しやすいように整えてまいりたいとそういった基本的考えはこれに限らず、そのように基本的には考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 私もいろいろ回って歩いて、現場担当者と話す機会も多くということで、実態があるのはそのような実態もあるつていうことだったので、今回の話つていうことで出しました。

行政のほうもその実態把握つていうのに努めて、改善つていうことで努めていただきたくと思っております。

それでは、項目二つ目に入りたいと思います。

道の駅「みそぎの郷きこない」の増改修についてでございます。

高規格幹線道路木古内インターチェンジが開通し、多くの観光客が当町に来町され、飲食店や道の駅が大変賑わつていると感じております。一方で、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響により、物価が高騰し、町内の事業者は大変苦慮していると思われま

そんな中でも、当町の道の駅は、魚の日やミニ水族館の開設、フードメニューの開発など、スタッフの大変な努力により、某旅行雑誌の道の駅ランキングで1位を4回も取得するなど、目覚ましい活躍を見せております。

また、6年目となる現在の来場者数は352万人と伺つており、地元出身の高校生が縄文土器

の展示を発案するなど、地域に密着した情報発信の機能を持ち合わせ、さらなる交流人口増加のカギとなる施設だと考えております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場者数が低迷しましたが、ことしに入り観光客数も徐々に増えてきており、現在50万人の来場者と伺っているところです。

施設の運営に関しては指定管理者であります、一般社団法人木古内公益振興社に一任する形をとっておりますが、町所有の建物として増改修する考えがあるのか、町長にお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 8番 廣瀬議員のお尋ねにお答えをいたします。

令和4年度の道の駅「みそぎの郷きこない」につきましては、平成28年の北海道新幹線木古内駅開業年度の来場者数を上回るペースで、令和4年度は推移をしております。

木古内町や地域全体のさらなる振興発展のために道の駅の増改修などの機能向上は極めて重要であると認識をしておりますが、現時点で具体的にお示しできるものはございません。

今後、現在の指定管理期間は令和5年度が最終年度となっていることから、次の指定管理期間に向けまして、一般社団法人木古内公益振興社などと意見交換をしっかりとしながら、道の駅の今後の在り方についての中長期的な計画を策定して、必要な整備や改修などを検討してまいりたいとそうように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 今後、いろいろ取り組んでもらえるだろうとは思っております。

私も頻繁に道の駅には出入りしてしまして、現況を感じているところであり、週末やイベント、また平日でも観光バス休憩地として混雑しているのを体験いたしております。

また、9町連携により各町村の商品構成が多彩であり、陳列には工夫されているものの多目的広場を含め、非常に手狭と感じておるところでございます。スタッフからもそうように聞いており、また先日、札幌へ出向くことがあり、かつて道の駅立ち上げで尽力された道職員のかたと面談したところ、北海道としてもこれからインバウンドの復活に相当力を入れると伺っております。広域観光9町連携のさらなる強化や交流人口増加を見込み、密集を防ぐ対応の増改修を強く望み、道の駅スタッフを含め、さらなる発展的な協議をしていただきたいと本当に思っておりますので、これから中長期的にその辺は協議していくという答えももらいましたので、引き続きお願いしたいなと思っております。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 廣瀬議員の再質問ですが、廣瀬議員の考えとか思いというのは、しっかりと理解をいたしました。ただ、増築ありきの議論では計画で私いけないと思っております、その中身がとても重要なんだなと思っておりますので、中身の充実がその施設の形になるとそういった基本的な考えを持ちながらしっかりと協議をして計画を、いまのところを計画が中長期の計画がございませんので、そういったものをまず作るところからはじめさせていただきたいとそうように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) それでは、8番 廣瀬雅一君の一般質問を終わります。

ここで、15分ほど休憩いたします。

休憩 午前11時18分
再開 午前11時30分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

本日、大変悪天候の中、今定例会もこのようにたくさんの傍聴者の方々に来ていただき、大変嬉しく思っております。誠にありがとうございます。

傍聴者のかたも昨日の防災無線を聞いて、あるいはきょうの一般質問の内容を見てびっくりされたかと思えますけれども、今定例会は7名の一般質問者ということで、私議員3期目になるんですけれども、7人の一般質問あるのははじめてなんですね。大変多く活気あるなと思っております。そのせいなのか町長の答弁は、大変軽快で時間短縮という意味じゃないんでしょうけれども、端的でわかりやすい答弁をされていていいなと思いましたので、私も見習いまして端的にわかりやすい質問に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1項目目、読み上げます。

ふるさとサポーター制度の企画充実に向けてでございます。

この制度は、平成28年度からスタートいたしました。制度の趣旨については、大変素晴らしい取り組みであると思えますが、その内容についてはまだまだ成熟度が不足していると感じます。

そこで、現在のふるさとサポーターのこの登録者数、そして具体的な取り組みについて、また企画の内容等を現状をお知らせいただきたいと思えます。また、登録者の方々のメリットについては、どのようなことが想定されるのかもお知らせください。

この2問の質問について、その回答を踏まえまして、私からの提案をいたしますので、こちらも読み上げたいと思えます。

8項目ありまして、まず①番目といたしましては、任期が年度末でošimaiということになっているんですけれども、これは任期は自動更新するべきだとこのように思えます。

②番、町職員で現在木古内町に住まわれていないかた、それらのかたについては、このサポーターに登録していただいて、尚且つ制度についてのスタッフとしても担当していただきたいとこのように思えます。

③番、町外から木古内町内へ通勤している方々、様々な職場あると思うんですけれども、こちらの職場を通じて、あるいは個人でももちろんなんですけれども、積極的にサポーターとして登録していただきたいと要請をするということでございます。

④番、将来を見据え、未成年者の自動登録、これはもちろん本人と保護者の許可が必要だと思うんですけれども、登録をしていただくようなシステムにしたらいかがかなということなんです。

⑤番、1年に1回はサポーターの方々に集まっていただいて、おもてなし懇親会、あくまで仮称ですけれどもそのような催しをしたほうがいいのではないかとこのように思っております。

⑥番目、登録者の方々にはふるさと納税、いま現在もしていただいているかたいると思うんですけれども、さらになにかの特典を付けるべきではないのかなとこのように思った提案

でございます。

⑦番目、都府県での様々な目的にもあるとおり、イベント等にお手伝いをさせていただくということなんですけれども、こちら全て無償となっているんです、現状では。様々な移住PRや物産展等にこのサポーターのかたが手伝いをさせていただくかたには、なんらかのメリット、報酬という形で支給したほうがいいのではないかというのが7番でございます。

⑧番目につきましては、現在あります札幌木古内会、東京木古内会、これらも年々人数が減少していっている中、思い切ってこのサポーターという括りの中で、統廃合して大きな団体にすればいいのかなと思う提案でございます。以上について、お答えいただきたいと思えます。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 1番 平野議員の質問にお答えをいたします。

令和4年度のふるさとサポーター登録数は、6名となっております。

現在の取り組みといたしまして、ふるさとサポーターにご登録いただいたかたへは、ふるさとサポーターの名刺を作成しお渡しするとともに、観光や特産品、ふるさと納税等のパンフレットを送付し、サポーターのお仕事関係者や知人などにPRをしていただいております。

また、各自でSNSによる情報発信や、お住まいの近くでPRイベントなどがある時は、そちらにご参加をいただき、一緒にPRをしていただくこともございます。

ふるさとサポーターには、木古内町を応援したいという意欲のあるかたに無償でご登録いただいておりますので、直接的なメリットというものはございません。

その上で①につきましては、今年度ご登録いただいたかたに、次年度以降も継続していただけるか確認の上、次年度からは特に年数の指定がないかたに関しては、継続してサポーターとなっていたりするような申請方法をそのように変更したいと考えております。

②につきましては、職員においてはサポーターとしての登録に関わらず、町の知名度向上や地域の活性化等にそれぞれの業務の中で、取り組むものと考えておりますので、実施につきましては考えておりません。

③については、ふるさとサポーター制度の周知を強化してまいります。

④につきましては、子ども達にも将来的にふるさとサポーターとして活動いただけるよう、町内での制度の周知を行ってまいりたいと思っております。

⑤につきましては、ふるさとサポーターにご登録いただいたかたは、お住まいの地域や職業、年齢層なども様々でございます。その皆さんが一堂に会するのは、大変難しいと思えますので、まずはそれぞれのできる範囲での応援をしていただきたいと基本的にはそのように考えております。

その中で、サポーターの方々から具体的にこのような活動がしたいというご提案がありましたら、町でしっかりと聞き取った上で、対応して検討してまいりたいと思っております。

⑥についてですが、ふるさと納税の制度上、原則返礼品の他に特典を付与することや、返礼品に係る経費の割合を超えることはできないとされていることから、実施は考えておりません。

⑦につきましては、サポーターのかたには無償でも木古内を応援したいという意欲がある

かたを募集しておりますので、報酬などの支給は考えておりません。

⑧につきましては、札幌木古内会、東京木古内会においては、これまでもふるさと納税や知人への特産品のPRなど、会として様々なご協力をいただいているところでございます。

町からふるさとサポーターと合併し、活動していただくというそのような提案については、考えておりません。

町といたしましては、木古内を応援したいという意欲のあるかたを募集するという基本理念は変わりませんが、一人でも多くのかたにふるさとサポーターとして活動していただくための対策、環境整備というものをしっかりと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) おおよそ町長については、このサポーター制度は必要だろうと思う答弁でありながらも、どうも積極性が欠けるような①から⑧までの答えだったんですね。

まず、この制度を作ったそもそもの理由、そしていま現在考えるこの制度の行く先、目標です。それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) ふるさとサポーターに関しましては、平成28年からスタートいたしました。その中で、町として制度を作ったんですが、なかなか周知だったり活動という部分では、行われていなかったというのは実態だと認識をしております。平成29年から30年までは、0名の時もありましたし、1名の時もありましたし、4名の時もありました。現在6名ということで、町としてことし令和4年度に行った周知というのは、ホームページやあと職員だったり私もまずは個人個人でお声がけをさせていただきました。このふるさとサポーター制度は、中身、要綱を整えるというのももちろん肝心なんですけど、町としていままで制度はあったものの、実際取り組んでいなかったとそういったご指摘もたぶんあるんだろうと受け止めておりますが、概ねことしは6名のかたがなっていたいただいて、木古内を応援したいというかたが多いんだろうなと思いました。ですので、来年度に向けてふるさとサポーター制度の要綱の中身でしたり、あとは周知の方法というもの、あと一人ひとりがもしかしたら議員の皆さんお一人お一人もふるさとサポーターを増やすためにお力をお借りしなければならないと私も思っておりますので、令和4年度までのいままでの町の経緯だったり、ことし6名が一番多いんですが、ただ5年度以降の取り組みを考えた時に、これは私も職員も議員の皆さんも町民の皆さんも一体となって、この取り組みを強く進めてまいりたいとそのように認識をしております。答弁漏れがございましたら教えていただければと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) そもそも知名度向上や活性化が図られることを期待すると申し出ていますが、先ほどの質問では具体的な目標はどうですかということも聞いたんですけども、そこについては具体的な答弁がなかったように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 目標については、数字的な目標なのか、PRだったり概ね達成できたという例えば行政側の主観なのか、サポーターのかたの主観なのか、それとも第三者から見ての主観なのか、その評価するっていう部分がいまございません。なので、それらも踏まえて来年度どのような形でやっていくべきなのかということを考えてまいりたいと思ってお

ります。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) いま現在では、この制度自体の振興もスローだったこともあり、いま現在目標ってというのは答えられないということだと思います。この制度自体が知名度の向上、要は木古内町を知っていただきましょう、あるいはそれによって町が活性化するってざっくりした項目なんです。これにやはり、どのようななんのためにこの制度を作っているのかっていう目標値を掲げなければいけないと思うんです。私は、この制度の最終目標は、サポーターのかたが木古内町に移住していただくこと、そしてあるいはそのサポーターのかたの周りの方々から移住者のかたを多数紹介していただくこと、それが人口減少対策につながることで、それが大きな目標だと思っております。それで、その大きな目標を掲げるためには、サポーターの数は決してこの6人が多い少ない、いま現在の取り組みではこの6人が多い少ないっていうことは申しませんが、移住定住の観点からいきますとサポーターの数は、多ければ多いに越したことがないと私は思います。ですので、この①番から⑧まで提案したところなんです。

その一つずつについて、ちょっと確認していきたいんですけども、いまの答弁の中で例えば③・④については、私は例えば学校の先生、あるいはそれ以外のお勤め様々な企業がある中、そこに会社にしっかりとサポーター制度の周知をして、個別に訪問してお願いをしていくべきだということに対して、答弁は「制度の周知を強化する」とおっしゃったんですけども、これはどのような形で具体的に周知されるのでしょうか。

あと④番、これは木古内小学校・中学校の現在の生徒児童、おそらくおよそ9割以上のかたは社会人になられて町外に出て行かれると推測します。であれば、いまから既に登録していただいて、いま周知してもですよ。よその町に行った時にそのことをじゃあ覚えているのかと、覚えていないですよ。いまから登録していただければいいんじゃないかという提案に対しての答弁は、「子ども達に制度の周知を行う」というお答えでしたけれども、どの程度周知をどのような方法で行うんですか。③番と④番について、お答えください。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員の再質問でございますが、先ほど答弁させていただいたように、いままで町としての周知方法は、令和4年度までは平成28年から、ホームページや職員が口頭でやってきた周知であったと。それらを踏まえて、令和5年度に要綱だったり周知方法だったり、そういったものを強化してまいりたいと思いますので、そのような中でいただいた声も協議検討課題とさせていただきながら考えているということでございます。なので、現時点でどのような周知方法とそれもいまいるふるさとサポーターのかたのかただったり、様々な関係機関のかたと意見交換をしながら、最適なものを判断してまいりたいとこのように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 次に、いきます。現在、6名の方々がSNSによる情報発信でしたり、近くのPRイベントの時は参加いただき、この実態についてどこまで把握されていますか、現状。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 現在の6名のふるさとサポーターの活動の実態でございますが、ふる

さとサポーターのかたに活動の報告でしたり、そういったものを事務局である町に報告してくださいっていう部分は、いまのところございません。ただ、町として主にいま6名のかたは、それぞれのなんて言いたいんですか強みがあるかたがあるわけでありまして。例えば歴史に強いかただったり、鉄道関係に強いかただったり、あと観光に強いかただったり、それぞれの活動だったり、趣味とかそういった特技の中で、それぞれが木古内のPRのためにご尽力いただいているという状況でございます。

その6名のかたの活動実態というのは、主にSNSをとおしてだったり、あとラジオだったり、様々な方法で町としては把握をしておりますが、それらも全て把握すべきなのか、それとも把握してしまうと少し目標値をサポーターのかたに設定したような感じにもなるので、その辺りもどこまでの把握がよろしいのかという部分も今後考えなければならぬだろうとそのように思っております。まさに人数が多ければ良いではなくて、本当に思いのあるかたが一人ひとりができる範囲で活動してくれるってということが極めて重要だと思っておりますので、その辺りも含めてどういった活動の状況把握が町として必要なのかということも考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 一部のSNS発信でしたり把握しているものもあるが、把握していないものもあるってというのが現状だと思います。その答えがいま言ったどこまで把握しているのかって町長の答えは、ちょっと意味わからなかったんですけども、そのぐらいこの現状のサポーター制度が制度としてしっかりされていないということは理解いただいたと思います。私の先ほど言うようにこの最終目標は、このサポーターの方々が最終的に移住していただく、そしてそのサポーターの周りの方々に、なにが違いますか、間違っていますか私の言うこと。間違っていますか。じゃあそのことだけ教えてください、なにが間違っているか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員のふるさとサポーターの最終目標は移住であるという部分なんですけど、町としてはそのように捉えてはおりません。この目的は、木古内町に愛着を持って支援したいという意欲のあるかた、町外在住のかたをふるさとサポーターとして登録するわけでありまして。町の情報発信や宣伝、PR活動への協力という形で、町の外からまちづくりを応援していただくということで、町の知名度向上や地域の活性化を図ること、これがもう目的であり最終目標なわけでありましてから、最終的に移住してほしいのでサポーターになってくださいってような表現は町としては考えておりません。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 考えが違うのはいいんですけども、私は町外で応援していただくのはもちろんありがたいことなんですけれども、一番木古内町を応援するためには木古内に住んでいただくことだと思うんです。ですので、移住ありきの制度登録ではないんですけど、その結果木古内ってやはり良いよねって思っていたら移住、そしてあるいはその周りの方々にも木古内ってこういう素晴らしい町なんだよって言っていただいて、その方々が移住につながるってのが最終目標っていうことではないですけども、それらが多くなることは私は目的に持つべきだと思っております、私は。

それで、そのように最終目標の私の掲げる部分について、もう少し制度を強化していきかなきゃならないってような考えについては、いま町長の話の中で聞いて取れたわけですが、先ほ

どの答弁の項目で私②について再質問いたしますけれども、町職員で町外在住のかたは自動登録。この自動登録って言葉がいいのかわかりませんが、いま現在も先日議会の懇談会ありまして、一部の町民から「町職員なんですけれども、なぜ町内に住まわっていないんですか」という質問をいただいたんです。羽沢副町長とも大いにその話をしたことがあって、当然採用する際には町内に住んでいただくというのが条件のもと採用するわけで、基本は当然町職員ですから、町に住んでいただくというのが条件なわけです。しかしながら、本人あるいは家族のやむを得ない事情で、町外に住まざるを得ないと。これに関しては、やはり居住権の関係もあり、家族の問題もあり、絶対木古内に住みなさいよと言えない事例もあるわけですね。しかしながら、実際町外に住まわられているかたはそういう事情があるにも関わらず、肩身の狭い思いをしているんですよ。ですので、私は逆にそのやむを得ない事情で町外に住まわれたかたについては、町内に住んでいない外から見た木古内の良いところを改善しなきゃならないところって発見できる要素があると思うんです。その方々にあえてこのサポーターの登録って言いますかスタッフでもいいんですけれども、町外から応援するという観点から、しかも町外に住んでいてもこの制度の発展に貢献しているというプラスアルファも付くと思いますので提案したわけですが、その辺の考え方については再度いかがですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員の再質問でございますが、町外から木古内町へ通勤している方々への積極的な登録、要請という部分であります。こちらに関しましては、令和3年度から庁舎内に地域力向上未来プロジェクトと言いまして、まちづくりをする中で様々な意見交換をしようということで、年齢だったり性別だったり、あと課の横断を越えて政策だったり様々な意見交換をさせていただいております。ですので、なにを申し上げたいかと申しますと、本年度も昨年度も町外に住んでいる性別や年齢関係なく、地域力向上プロジェクトのメンバーとして、外から見た木古内町役場で働いているんですけれども、どうしても家族の例えば理由があって町外に住まれているかた、だけれども外から見た木古内に魅力だったり、そういった提言だったり意見を吸い上げるそういったプロジェクトチームがいまございますし、そういった部分では職員の中でのふるさとサポーター制度は、私は必要はないとそのように考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) いまちょうど質問の趣旨とは違いますが、いまの話聞いてやむを得ない事情で町外に先ほども言いましたけれども、肩身の狭い思いをしている職員の方々に、町外に住んでいるからこそできる仕事もあるんだっていうこのやっていることをどこかで伝えたほうがいいですね。あと、やむを得ない事情がなく、もしも町外に住まれているかたがいるのであれば、速やかに指導すべきだとこのことも申し添えておきます。これは答弁よろしいです。

それと、先ほどの答弁の中で⑧番の札幌木古内会並びに東京木古内会との合併、これはよく合併と言いますと例えば町村合併の時には、人口が少なくなると財政が厳しくなったから合併していきましようねというどちらかと言うと下降していった中での合併が多かったと思うんですけれども、私は逆に人数は少なくなったとはいえ、その活動の内容でしたり、ほかの会とともに木古内を応援する会の会合に参加した時のそれぞれの会のやる気と言いますか

意欲と言いますか、そういうのを促進するためにも発展的合併という意味で、記載したんです。これまでも札幌木古内会、東京木古内会が一緒になにかをやったってことってまずあるんでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員からの再質問で札幌木古内会、東京木古内会に関する質問だと思います。

まず前提として、東京木古内会は北海道ふるさと会という上部組織があります。その中で、東京木古内会も北海道ふるさと会の中に入っていて、東京木古内会の会長さんは北海道ふるさと会の一応理事を務めていただいているという組織であります。札幌木古内会は、上部組織がありません。歴史をやはり合併、平野議員のいろいろなアイデアと言いますかご提言も理解をしようとしたところですが、そもそも団体の組織のあり方が違うということと、札幌木古内会は昭和41年に発足されておまして、平成29年からまちづくり未来課で事務局をやらせていただいております。

その一方、東京木古内会は発足は平成6年ということで、歴史としては札幌木古内会が極めて古いんですが、これは発足時から未来課が事務局をやっていると。これはどういうことかということ、北海道ふるさと会が上部組織にあるのであります。なので、会員数だったり今後を見据えた時に、合併すればいいんじゃないかっていうご意見も一定程度あるんだろうというふうに私は受け止めますが、このコロナ禍の中で東京木古内会のかたとお話をさせていただいた時に、私からお願いごとをさせていただきました。会が何十年と続いてこられたのは、皆さんのおかげであります。そして、この場にいない先人の皆様のおかげであります。これから必要なのは、そのかたの子ども、子や孫の皆さんがまずをもって、この会に参加をしていただけないでしょうかとそういった部分では、高齢化も進んできているわけでございますので、その会のありかた、本質的なあり方ということ考えた時には、合併ありきよりもいまある札幌木古内会と東京木古内会、いままでの活動にしっかりと敬意を表しながら、まずは子や孫の皆様に引き続きお願いしたいという部分と、あと若い世代のかたもそれぞれいらっしゃるわけですから、そういった部分の会員を増やしていくという取り組みに関しましても、それぞれの会の皆様と意見交換をさせていただきながら、町としては丁寧に進めてまいりたいとそのような考えが基本的な考えであります。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 合併と言いますとその会自体がなくなってしまうんじゃないかっていう想像もされるんですけども、いま町長おっしゃったように、その会それぞれの特性や歴史があるのも私も存知しております。ここにはちょっと極端に合併って書いたんですけども、合併っていう言葉に縛られずに、それぞれの会が先ほど聞いたのは、一緒に会を開催したことがありますかって聞いたんですけども、それがいま現在答えられなければいいんですけども、例えば東京木古内会、札幌木古内会、その会合を一堂に会してやることによって、それぞれの会の木古内に対する思いが増長されるんじゃないのかなっていう思いもあるわけです。

あわせて、先ほど⑤番のふるさとサポーターになっていただいた方々に1年に一度の会合を開催してはどうかについては、それぞれの住所や年齢も様々であり、みんなが集まるのは難しいと判断、これは当たり前のことですよね。札幌木古内会でも東京木古内会でも会合あ

る時にそれぞれの生活の都合があつたりして、欠席者もいるわけであつて、例えばまずサポーターのかたに案内をして、出席率が低かろうが開催することはできると思うんです。それらを東京木古内会、札幌木古内会、とにかく町外に住まれているかたで、木古内になにかかしら携わっているかたに集まっていたら、その活動について感謝を申し上げる会ですよ。

そのぐらい開催してもいいんじゃないでしょうか。まずはやってみることが私、大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 私の考えとしては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、平野議員のアイデアが提言に限らず様々ご意見が幅広くあるものだと私は認識しておりますので、先ほどの答弁のとおり考えておりますが、その東京木古内会、札幌木古内会、そしてふるさとサポーター制度、これらはやはり町を外から応援してくれるっていう意味では、極めて大切なものでございますから、こういった形が町にとって、ふるさと会のかたにとって、サポーターにとっていいのかということを経験の答弁に戻りますが、令和5年度要綱の整理なども含めてしっかりとやっていきたいというところでございます。

ただ、ふるさと会、札幌木古内会と東京木古内会は、会でございます。基本的にふるさとサポーターは、個人での活動というものになっておりますが、なんらかの形でみんなの外からの応援のしてくれる力を本当に木古内と一つにして、みんなで頑張ろうねとそういったものはとても大切なんだろうなという認識はございますので、いただいたご意見を受け止めながら、また会の皆様や事務局と相談をしながら、あるべき姿を皆様と作り上げていきたいとそうように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) そもそもこのサポーター制度を含め、それら以外の会についても大事に思っている考えは、一緒なわけでございます。ただ、内容についてはちょっと考え方の誤差がいま現在はあるのかなという部分を感じているわけでございますが、そんな中でもこの制度の内容、企画、充実について、このあと精査していくというお言葉をいただきましたので、一つ最後をお願いしたいところです。

実はふるさとサポーター制度が冒頭申し上げたとおり、平成28年度からスタートしているんですけれども、実は私平成27年の6月定例会で、ふるさと木古内サポーター制度の導入についてということで、一般質問しているんですね。私は、この一般質問の内容を町が受けていただいて、28年度に制度を構築いただいたというふうにいま振り返ると思うんですが、当時、一般質問をしたあとも担当課とさらに一般質問の中で話しきれなかった内容、きょう話している内容をいろいろ提案と思いを話させていただいたんです。その時はまだサポーター制度を作るっていう話には至っていなかったんですけれども、その結果翌年度サポーター制度ができあがったんですが、何一つ私の話した話は反映されていなく、制度が構築された。

大変残念です。いままでもよくあるんですけれども、議員が一般質問したことを町がそれを制度をやるんですけれども、なにもその一般質問した議員にも話もなく、制度が作られていくってよくあることでして、私も何個もあります。これもその一つの事例です。ですので次年度以降、制度の中身をいろいろ協議いただくということで、その協議いただいている過程を報告いただけませんか、都度。いかがですか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後12時05分
再開	午後12時07分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員の質問にお答えをいたします。

報告も様々なレベルの報告があるかと思うんですが、町といたしまして適切な事業の進み報告、ここも常任委員会も上半期に向けてたくさん開催をしていただきましたので、どういった中で事業の報告をできるかというものを考えながら、適切なタイミングで適切な内容を報告させていただきたいと思っております。

このふるさとサポーター制度に関しましては、ある意味令和5年度が新しいスタートなんだろうと。制度自体はありましたけれども、これからが新たなスタートだとそういった思いで、平野議員が皆さんとともに町のPRのため、そのために町として頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) わかりました。制度の構築も明言いただきましたし、報告もどのような形でか中身については、これから検討するということですが、報告いただくこともお答えいただきました。令和5年がスタートという言葉もいただきましたので、この制度がもっと充実し、ここに書いているように木古内町のPR、活性化が進むことはもちろん、人口減少対策にまでこのサポーター制度が貢献していけるような制度になることを願っています、1項目目質問を終えたいと思っております。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君の1番目の一般質問が終わりました。
昼食のため、暫時、休憩をいたします。

休憩	午後12時09分
再開	午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
一般質問を続けます。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 午前に引き続き、一般質問を続けさせていただきます。

2項目目について、町長と教育長に質問させていただきます。

教育長就任後、はじめての定例会ということで、早速一般質問をさせていただきますが、就任のご挨拶も含め、大変活力のある前向きなご挨拶もありましたので、きょうの答弁は大変期待しておるところでございます。

2項目目です。義務教育期間の保護者負担、その全額免除についてお伺いいたします。

当町は、高齢化率が50%を超えています。人口減少対策は最重要課題であり、移住・定住

の政策も取り組んではいますが、目標値には届いておりません。

高齢者を守る観点から子育て世代の増加・維持にさらなる力入れをしてほしいとそう思うに思っています。

そこで、移住を検討するにあたり、子育て環境の充実は大きな選択の要素にもなることから下記についてお聞きいたします。

まずは、(1) 義務教育期間内で、学校関係の保護者の現状の負担、その項目と金額を調べてお知らせいただきたいということです。

(2) 番については、表題について、いわゆる義務教育期間の保護者の負担の全額免除するべきではないかと、このことについての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) まずをもって、この10月1日より木古内町の教育長ということで就任させていただき、早まもなく3か月を経とうとしております。この間、町のイベントをはじめ、本当に議長をはじめ議員の皆様方には、大変ご指導をいただきました。本当にありがとうございます。

本当に早いもので3か月経って、この町いろいろと子ども達をはじめ町民の皆様とふれあう中で、本当に木古内町の持つ未来の可能性というのを日々感じている次第でございます。

未来の宝である子ども達の教育環境を充実というのは、本当に我々が果たさなければならぬ使命というふうにも考えておりますので、そういった中でいまやらせていただけることに本当に感謝している次第でございます。本当にありがとうございます。この場を借りまして、御礼を申し上げます。

加えて本日、このように議場という神聖なる場所で、教育に対するお話をさせていただくことに本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

1番 平野議員の質問について、お答えをさせていただきます。

最初に (1) 義務教育期間の保護者負担 (学校関係) になりますけれども、項目と金額についてです。

まず、小学校における保護者負担の項目は主に二つありまして、ドリルやテストなどの教材と図工教材や鍵盤ハーモニカ、リコーダーなどの実習教材の項目になります。

また、中学校における保護者負担の項目も、自主学習用の問題集やテストなどの教材とアルトリコーダーや技術や美術で使用する実習教材の項目となります。

保護者負担の平均は、小学校で児童1人あたり年間4,740円で、中学校では生徒1人あたり年間5,274円となります。

次に、(2) 義務教育期間の保護者負担全額免除についてですけれども、今後もドリルや問題集などの教材は町で負担し、リコーダーや図工教材などの実習教材はこれまで同様に保護者負担というふうに考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 答弁については前向きではなく、これまでどおり進めていくというお答えにとどまりました。

まず、この手の質問を提案するといわゆるいまどきの親御さんの負担に対して町が補助するべきだと。例えば給食費の無償の時もそうだったんですけれども、私の周りの大先輩方には必ず言われるんです。注意と言いますか「いまどきの親御さんはいいよね」と、「我々若

い頃にそんな子どもを育てるのに町がなにか免除してくれたことなんてないのに、いいね」なんて言われるんですね。しかしながら、言われている先輩方には私常に言うのは、「これだけ高齢化率が高くなり、やはり働く世代が数がある程度保てないと今後、高齢者を守っていけない」と、その高齢者を守るために最初の記載にも書いてあるとおり、保護者の負担をするべきだとまずその考えは理解していただきたいと思います。

そこで、まず答弁いただいた金額なんですけれども、これって教育長先ほど冒頭の挨拶であったとおり、わずか3か月でこれまでの木古内の状況ですとか現状を全て把握しているとは思えませんし、当然この答弁を作るにあたって担当課長はじめ、担当課のかたがいろいろ調査・作成していただいたと思うんですけれども、この金額を算出するにあたり、どちらで調査し、どちらでこの金額を算出されましたか。いわゆる先生に聞いたのかどうなのか、保護者には聞いたのかどうなのか、についてお聞きします。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 平野議員の再質問にお答えいたします。

これは担当課、予算等の資料で数字を調べて教育長のほうから答弁させていただいております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 予算の資料ってどういう意味ですか。保護者の負担ですよ。予算は木古内町が出す負担の部分ですよ。私が聞いたのは保護者が実際使っている負担っていうことで聞いたんですけれども、もう一度。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 申し訳ございません、言葉足らずで。

保護者負担と教育委員会負担、町負担の部分もあわせて調べて、教育長のほうからこのような答弁をさせていただきました。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) そうしたら、大変申し訳ないんですけれども根本的に私、町がいくら、いま現在生徒児童の保護者に補助しているかって話はさておいて、いま現在保護者がいくら教育に係るお金がかかっているんだっていう話をしているんです。ですので、いまの町も出している補助と保護者の負担もあわせてこの合計であっていますか。ちょっとこれ疑問ですよ。いまはじまる前に話しましたけれども、まずをもって中身がこれ聞くと、ドリルやテストの教材、図工教材や楽器等の実習教材とありますけれども、それだけじゃないですよ、保護者負担って。いまその話、私から聞いてみてどう思われますか。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 平野議員のおっしゃるとおり、教育委員会として調べたのが教材費の部分のみの資料ということで、調べておりました。いま平野議員のおっしゃるとおり、まだ義務教育期間中には修学旅行やPTA会費など相当そこら辺の義務教育期間内の保護者の負担金はございますが、そちらの部分についてはいまの金額のほうに反映されておられません。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) まず、私の質問の書き方が悪かったのかそのように捉えていただけなかったのかわからないんですけれども、私はそれらも含めて保護者の負担の金額をお知らせ

してくださいって意味で書いたんです。ですので、まずをもって先ほどの答弁の数字については、ちょっと聞いたことに答えていないということになります。

それで、いま言ってもまた再度調べるといふことにはなりませんので、いまチラッと生涯学習課長おっしゃったように、先ほどは小学生1人、1年あたり4,740円、これもう1回聞きますけれどもじゃあ町の補助がこのうちのいくらで、中学生が5,274円、町の補助もあわせたとはいましたけれども、実際の保護者負担はいくらって数字の算出になっているんですか。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 小中学校教材費の詳細について、お答えいたします。

小学校の教材費につきましては、1人あたり1万2,616円となりまして、町負担が7,876円、保護者負担が4,740円となります。

中学校教材費につきましては、1人あたり1万860円、町負担については5,586円、保護者負担については5,274円となっております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) わかりました。教材費、町の予算の項目にある中、その金額だけの数字ってということですね。わかりました、理解しました。

であれば、私が求めた先ほども言いましたけれども、実際の保護者負担がこの金額に足りるわけではなくて、教材費だけの話ですからいまは。私が言っているのは、先ほど生涯学習課長が言ったように、例えば学年によりますけれども修学旅行や研修旅行の費用ですね。都会ではそれらの旅費を払えずに、いま行けない子どもをどうするかって諸問題も起きているところもあります。幸い木古内については、これまでそのような事例はなかったのかとは思いますが、それ以外にPTA会費等あるいは様々な行事を行うためのクラスでのクラス会費、あるいはそれらの諸行事で取られた記念写真の写真代金、もっと言いますと卒業する時の卒業アルバム代金、まだまだあるんです、言え。それらを含めてほしいどのくらいかかっているんだ木古内町の教育はということ調べてほしかったんです。ですので、いまはその数字の算出をできなかったのも、その話はここまででとどめざるを得ません。本当はこの話だけで質問たくさんしたかったんですけども、事前にもうちょっとこれどうですか、中身これ私の書き方悪かったですか。もうちょっとわかりづらかったら事前に聞いていただくとかしてほしかったですね。

それで、当初最初にも言いましたけれども、なぜこのような保護者の負担軽減を申すのかと言うと、たまたま私の知人の事例で子育て世代の転勤族なんですけれども、マイホームを持ちたい人が移住って言うかお家を建てるのにどこの土地がいいだろうねという協議をしていたのをたまたま聞きまして、その中でやはり家族の中で一番重要とするのが子育て環境のいいところというので、北斗市に住まわれたかたがいます。実際、北斗市と木古内と比べてみてもじゃあどこがどう違うんだって、ただそこは親の観点ですから、たまたまなにかここは良いよねってところに引っかかったものがきっと子育て環境が良いってその親は捉えたんでしょうけれども、そういう観点から木古内町も給食費の無償化。これは、おおよそ全国的にそして全道的に渡島管内は進んでいた流れで、木古内町も給食費の無償化にしたんですけども、その意味というのは移住定住の観点ですね。子育て環境をより良く厚くして定住していただきたい、あるいはよその町から子育ての世帯に移住していただきたいという

う観点から給食費無償も進めたわけですけども、そのさらにプラス上ですよ。現在、義務教育にかかる費用を国がもう少し手厚くしなければならぬ、あるいは義務教育を越えて高校までもが国が支援するっていう話にまでなっている中、木古内ってどちらかと言うといままで後手後手と言いますか、よその周りの状況を見て取り組むことが多かったんですけども、ここは先を行って今後おそらくそうなっていくであろうことを予測し、あるいは移住定住の観点で子育て世帯のかたを多く木古内で引き込むんだって強い気持ちのもと、保護者が義務教育期間はお金かからず安心して育てられるということを提案したわけなんです。

その趣旨・意味は、もちろん教育長理解していただいた上で、この答弁書っていうことでよろしいですか、どうですか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。いま平野議員の再質問について、お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり教育の無償化というのは、いろんな町で取り組みがされているかというふうに思います。私も存じております。

一方、移住定住子育て環境というものに関しましては、私の考えでありますけれども、特色ある学習環境というのは、やはり一番大事だというふうに思っております。もちろん完全無償化ということは、それぞれのいまちょうどおっしゃるとおり、学校学習環境が変わってきています。使う道具、先ほどお話あったように教材などもこれからまた変わっていきます。

これは、社会の変化に応じて求められるスキルが変わってくるっていうことが一つあるんです。そういった中では、毎年毎年各小中学校や学校機関、地域とやはり連携しながらこれから社会を生きる子ども達にどういう学習環境を提供していくのが必要なかっていうのがこれはもう特色ある学校づくりをしていかなければならないというふうに私自身強く思っています。そういった中で、当然道具は変わっていきますから、先ほどから平野議員もおっしゃっていますように、その道具がはたして必要なかどうかも含めて、やはり議論していく必要があると思うんですね。例えばここにいま書かれているように、ドリルや問題集というのは、これからデジタル化していくと必要がなくなるんです。紙のドリルとか問題集とかっていうのは、全部デジタル化していきますから。こういったものは購入費をかけずに、違うものに充てていくとかっていうのは、当然町全体として財政当局と検討しながら、本当にこれからの子ども達にとって必要な学習環境というのは、我々が整えていくっていうことはとても重要になりますし、それが移住定住の一つの判断材料にもなるというふうに思っています。木古内だから受けられる教育、木古内でしか受けられない教育、そういった特色を出しながら、より限られた財源の中で、特色ある学校環境づくりというのは、やはり充実させていくそういったものに今後、学校関係と連携しながら検討をさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 移住定住だけの話にいまちょうと特化して話すんですけども、教育長のおっしゃることは理想ですよ、まさしく。よその親御さんがこの木古内町で教育を受けさせたいと思えるような教育の体制を作るということは、まさに理想ですけども、具体的にじゃあどうなんだっていういま掲げていることもない中で、それで移住に結びつくっていうことは、現状ちょうと考えづらいというのが正直な本音です。おそらく当然就任3か月で

すから今後、どんどんどんどんそのような教育の政策を掲げていくと思いますし、そのことには当然期待しますし、それが魅力で木古内町の教育というふうを考える方々が増えることを望みますけれども、いま現在としてはやはり移住、子どもの子育て環境というところで、その中身を見るよりも外面と言いますか、やはり給食費無償化ってすごい大きいことでしたし、特に医療費の中学生までだったのが高校生までにしてって、それってすごい移住の武器になるんですよ。ですので、まずは中身はもちろんですけれども、木古内に来ていただくための選んでいただくための材料を私は整えなければだめだと。特に武器になるっていう意味なんです。それに対して、町長いかがですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員の質問でございますが、少し私なりの考えをお話させていただきますけれどもよろしいでしょうか。

いま教育長の答弁の中で話していたのは、いままで日本の中で5回大きな教育改革がありました。2020年の教育改革、これは知識詰め込み型からの教育からの脱却という部分で、AIとか科学技術グローバル化とか多くはこの二つに働きかける改革で、それプラスいま部活動の地域移行でしたり、学校の働く先生の環境とか様々ないま大きな教育改革が行われております。そもそも我が国の教育っていつからですかとか、我が国の義務教育いつからですかってところがこれすごく議員の質問の気持ちも私わかるんですが、日本国憲法と教育基本法で、義務教育は無償だと謳っているですね。でもその一方で、それにかかる教育にかかる部分は、負担が出ているわけですね。なので、いまの質問だけではなくて少し日本全体を見た時に、そもそも義務教育は無償のはずだよねと。これは、国は今後どういうふうにして考えていくんだろうかとそういった考えがご意見があるっていうのは、私認識をしております。その中で教育長が言ったのは、5回の大きな教育改革がある中で、1回目は1872年にはじめて義務教育制度というのができたんですよ。次に、1947年にはじめて無償化になったわけです。この時に小学校と中学校が義務教育になりました。これは、第2の教育の改革なんですけれども、3回目は1970年、これは46答申と言いまして、教育の量がすごく増えた時期で、主に法律とかそういった対策がすごく多かったんですよ。次、1980年から2008年までは皆さんご存じだと思うんですけど、ゆとり教育という4回目の大きな教育の改革がありました。そして、2020年の今回の大きな改革がありました。なにを申し上げたいかと言うと教育というのは、10年・20年後先の未来を見据えて子ども達にどういう教育をしたほうがいいのかっていうのがいままでの日本の教育改革の大きな歴史であります。そういった意味からもいま世界から見ると遅れているかもしれませんが、2020年に5回目の大きな教育改革があった中で、私達がいまやるべきことは、確かに保護者の負担がない、軽ければ軽いほどいいです。だけれども、10年後・20年後にいまこの義務教育を受けている子ども達が社会に出た時に、どういうふうに自ら考えて働いて生活をして、それが国のためにどうつながっていくかとそういった義務教育の基本的なすみません考えをそういった共通認識と共通の考えのもとに話をしていれば理解が深まると思うんですけど、なのでただ義務教育のかかる無償の範囲を増やすとか減らすとかそういった議論は、私たぶん本質じゃないというのが私の本心なんです。ただ、それは議員として一般質問するのはもちろん自由でありますので、そこは否定するなものでもないんですが、ただ私としては先ほど藤澤教育長が答弁したように、無償化をしないとか否定をしているわけじゃないです。できることなら負担を減らしていく

と、そして子ども達の可能性の枠を広げていく、それはもう私達大人の責任であります。なので、いまやるべきことは2020年の教育改革の中で、必要とされるものを私達が環境を整えていくとそれが一番のいま使命だと思っているところであります。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 「考えを申しますけれどもいいですか」って、断れば良かったですよ本当に。教育についての熱い話を熱いのはよくわかります。先ほども申しましたよ、教育長のおっしゃることはそのとおりだと。いまそういう話をしているんじゃないんですよ。私だって小学生・中学生の子ども育てて、いま社会人に1人なっていますけれども、一生懸命子どものことを考え、教育委員会ともしっかり話をし、学校とも連携を築き、PTA活動もしっかり取り組み、一生懸命やってきましたよ。それぞれの世代の先生方や当時の教育委員会の方々もいまの町長のおっしゃったような熱い話をされるかたもいました。言えばそれは当たり前ですよ、当たり前の話。いまその当たり前の話を置いておいて、如何に一般の保護者方が移住定住をする時に木古内をセレクトする武器を作れないかっていう話ですよ。ですから、教育長だけではなく町長の名前も載せたわけで、そのことについて先ほど無償化のことを提言するのがどういうふうにおっしゃったんですか。最後ってどうかそこ聞き取れなかったんですけれども、もう1回お話をください。無償化を私が話をすることに対して、どうやらこうちゃらって言いましたよね。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 議員の一般質問として、その内容に関して、私達は通告されたことにしっかりと答弁するのが私達の責任であると思っています。なので、義務教育にかかる費用についての部分のこれも答弁のとおりなんですけれども、それはやらないという選択を公言しているわけじゃないんですよということをご理解いただきたいんですよ。もちろんそれも将来的な選択肢として考えておりますと。ただし、いま町として教育委員会として、集中してやるべき環境の整備は申し上げたとおりですよということなんです。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) ですから、教育を整えるっていうのは当たり前の話で、いま私が提案したのは制度の問題で、これ制度確立しちゃえば別にそこにどれだけの時間がかかるとかじゃないじゃないですか。いま町長が言ったように今後、当然義務教育は無償ですって法律上、今後はそういうことも視野に入れますって言うのであれば、すぐやればいいじゃないですか。

なんでいま教育長が新任でこれから大きな期待の中、様々な町の子どものための改革で良い教育をするって、その当たり前のことをやってもらうのは当たり前であって、無償化については当然考えているって言うのであれば、じゃあなぜいまやらないんですか。それは、人口減少対策で高齢者を守るために、木古内町を守るために、多くのそういう世代の人達に来てもらう武器になるからやるべきだっていう話に対しての答えってもらっていないと思うんですよ。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員の質問でございますが、令和4年の第1回定例会での竹田議員からの一般質問の中で、小中学校に対する今後の支援策についての中で、義務教育の完全無償化についてのご質問がありました。その時答弁させていただいたとおり、私どもはやはりかかる部分についての保護者負担の軽減をするというようなことを基本的なスタンス、考

えとして持っておりますというふうに答弁をさせていただいております。

また、子ども達の環境というのは決して短編的に見るものではなくて、私はやはり大きなビジョンの中で見るものだと思っております。令和2年度・3年度・4年度でトイレの改修もしました、水回りも変えました、エアコンも設置しました。1人1台のタブレットで、Wi-Fiないかたには用意しました。生理用ナプキンも用意しました。部活動の支援の強化、この大会の出場のやつも強化しました。副読本のこの無償の範囲も広げました。入学お祝金だったり様々な事業をこの3年・4年でやらせていただいて、ただ教育に対する町の考え方とか支援がこれで良しっていうものは、ないと思っております。ですが、概ねここ1・2年を見ますと教育に対する環境というのは、概ね整ってきているんだろうとそのように認識をしています。その上で、いま次に町としてやるべきは、そこの部分を補助・支援をさらにするのではなくて、5回目の教育改革によって今後必要とされる環境整備を強く進めるとそういった判断をしたということになります。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 義務教育期間の保護者負担ということで、教育長がメインでお答えいただいたんですけども、結果やはり午前中に竹田議員からもあったように、ミライアル条例といういま整備がされて、如何に移住定住に力を入れるかっていう部分の質問なんです。

いま町長言うように、ここ数年で確かに教育の環境に力入れをして、整ってきているのも当然存知上げておりますし、今後もそこは進み続けていただきたいと思っております。ただそんな中、子どもの数がどンドンどンドン減っているのは事実でございます。せっかくそこまで素晴らしい環境を当然お金もかけて整えていくんですから、少しでも多くの生徒児童にその環境にいてほしいじゃないですか。いまも年間10人程度の出生ですよ。一ケタの年もありません。現在、小学生が96名、このペースでいきますと5年後・10年後には、1学年10人以下、小学生で50人ぐらいにもなることも予想されるんですね。であれば、いまこれだけ整備してもどンドンどンドン整備の環境の中で過ごす、教育される子どもが少なくなってくる、そういう観点からいってももっともっと多くのこの整った整備の中で、学校生活を送りませんかということにPR、力入れもしてもいいんじゃないですか。そのためにまずは保護者に目を向けて、木古内町はこんなに環境が整っています、保護者の負担がここまで木古内町は負担します、ですからこの素晴らしい教育の町で住んでくださいとそういう案を出しているんですね。そこは理解してもらっていますか、町長。もう一度確認しますけれども。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時34分
再開	午後1時35分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) いま休憩の中で話したとおり、以前の竹田議員の質問にも答えたとおり、現状からは変えないというのが答えだと受け取りました。当然、今後考えていくと言いつつも、当然いま現在いまの時点で明言をもらえないわけですから、これがじゃあ来年やる

のか再来年やるのかってわからないですし、それよりも重きに置いているが町長のお言葉としては、教育の環境を整えると。それは再三言うように当たり前のことだと私は思うんですけども、そのようなことでちょっと話がもう既にお互い行き来同じことの繰り返しになりますので、2項目目を終えたいと思います。

3項目目については、特にいま現在鈴木町長がおっしゃったような教育の内容については、これはまさに教育長がいま得意と言いますか専門分野であるITの関係からちょっと離れた分野かもしれませんが、逆に私は必要な部分であると思い、この質問を項目にあげさせていただきます。

3項目目に入りたいと思います。3項目目、まいります。

自然体験教育活動の拡大についてでございます。こちらは、教育長のみのお答えと指定させていただきます。

自然の充実をPRする当町であります。多くの児童・生徒はその実態の把握、そして体験をしないまま、進学そして就職で当町から巣立っていきます。これは、私調べでございますので、違うんでしたら違うお答えをいただいても構いません。

自然体験活動は、先ほど申したように、現代の高度なIT社会とは正反対の部分もあるかもしれませんが、これらは心身を育む大切な教育であるとそのように考えます。

具体的には、ここに記載できる範囲ですけれども、登山や山菜採り、山の体験です。それから、海の体験、漁業体験や釣りでしたり、長磯体験。農作業を通じて、動物あるいは植物・昆虫とのふれあいなど、すぐ目の前で体験できる環境が木古内には山ほどあると思います。

これらを当町独自の教育プログラムに取り入れることで、生徒・児童の成長を増進させ立派な大人に、そして愛郷心を増進させて巣立ってくれると先ほどから教育長と町長が熱い思いで教育について話しておりましたが、私はこれらの内容がそのことにプラスになると考えておりますので、教育長の考えをお聞きいたします。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。平野議員の質問について、お答えいたします。

まず平野議員のご質問のとおり、本当に私自身この約3か月できる限り町を歩いて、秋ですけれども山や海・川などに訪れて、本当にこの木古内町にも多くの豊かな自然があり、資源があるなというふうに改めて実感させていただいているところでございます。

おっしゃるとおり、自然は心身を育む大切なものとして考えております。

現在、ただご存じのようにコロナによって、小学校ではこれまでコロナ前まではしっかりと自然学習のもと、体験学習も行われておったということも聞いておりますし、ただこのコロナによって自然体験活動の一環として実施しておりました田植えや稲刈り、脱穀作業やイモ植えやイモ掘りなどが中止となっております。本当にこれは子ども達の心身を育む上で、大変残念なことであるなというふうに私自身思っております。

また、学校教育以外でも無名塾という本当にこれも私この町に来て、この無名塾の素晴らしさを本当に知ったわけですけれども、こういった活動の中で、コロナ禍以前はやはり地引網体験や搾乳体験なども実施しておったということも聞いております。

今後は、現在世界的な規模で大きな被害をもたらしたこのコロナ感染状況にもよりますが、

私自身本物体験なくしてデジタル体験なしというふうに思っていますので、基本的に私の考えといたしましては、こういった自然体験、いわゆる情操教育ですね。この特に幼小中の発達段階におけるこういった時に、いかに自然体験や情操教育を得られるかによって、将来大人になった時に如何に心が育まれるかということは、科学的にも出ておりますので、私も可能な限りそういった自然学習なども特にこれ学校と連携しながら、やはり年間の授業のカリキュラムが決められていることがありますので、そういった中でしっかりと小学校・中学校とも協議しながら、可能な限り社会状況を見ながら、そういった木古内が持つ高貴な大きな宝を活かしながら、学習環境を整えていくことも先ほどのご質問もありましたとおり、移住定住にもつながっていくのではないかとというふうに私自身考えておりますので、そういった中で今後繰り返しになりますけれども、社会情勢の変化をちゃんと捉えながら、学校機関とそして地域とやはり受入先もありますから、地域なんかとも一緒にそういった環境づくりに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 教育長の答弁は答弁書からプラスアルファ、一発目の答弁からアドリブでだいぶお話されているようで、大変心に響きます。その中で、まさにいまおっしゃったように、自然体験教育については大変重要だという考えもお聞きしました。尚且つ、科学的にも立証されているというお言葉もいただきました。ちょっと私科学は詳しくないんですけども、教育長が調べられてそのようなことですからあっているんでしょうけれども、であればなおのことこの体験学習については、しっかりと大きく取り入れていかなければならないことだと思っていらっしゃると思うんですけども、現状、過去の学校教育の言葉ではここに書いてあるとおり把握されたと思いますし、まさにコロナ禍で中止になっているんですよ。しかしながら、この内容としては田植え、稲刈り、脱穀作業、イモ植え、イモ掘り、中止になっていると言いますけれども、これ全学年が全体で取り組むわけではなくて、各学年が年に1回か2回程度の内容なんです。ですので、コロナ禍でないとしても全然足りないというまず私の思いなんです。プラス、無名塾の活動も他市町でもやっていますよ。昔で言うキャンプに行ってリーダーなんか研修みたいなのをやっているみたいなもので、この無名塾って言っても様々な活動を年何回もする塾なんですけれども、じゃあこれに参加している子、何人なのと。しれているんですよ、全体木古内町の教育を受けている子どもの中の割合としては。ですので、これらも含めてコロナ禍前であっても私は全然足りないと思っていますし、プログラム・カリキュラムの中にどう組み込んでいっていかってという考えを少し具体性があるのであれば、考えをお聞かせいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。平野議員の再質問について、お答えさせていただきます。

いまこれはやはり学校というカリキュラムの中でありまして、いわゆる文部科学省からの学習指導要領の中で、年間時間が決められております。そういった中で、どれだけの時間を持てるかっていうものに関しては、やはり来年度以降、しっかりと学校と検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

また、無名塾等などの参加者に関しましては、やはりこれもできる限り子ども達や保護者、

地域の方々に周知活動も積極的に行って、そういった体験の場を設けさせていただきながら、多くの子ども達がそういった体験に参加できるように私としても努力をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) そうですね、いきなり具体例を聞かれても学校との連携もありますので、即決で答えることは難しいと思いますけれども、学校のプログラムの中に入れるとなると学校も年間スケジュールがあって、どの授業をどれだけ組み込んでいかなきゃならないっていう中、新たな教育を組み込むっていうのは、これ簡単なことじゃないと思うんです。

であれば、どういう形で自然体験の教育に取り組むことができるのかって言ったら、例えば家庭ですとか教育委員会の授業で、もっと無名塾を広げて割合を増やして人数を参加させていただくとか、そういう取り組みをしなければ私も学校の中に授業として組み込むっていうのは、ちょっとなかなか難しいのかな年に1回とか2回のレベルなのかなと思っています。

私の事例を特に自然体験が必要だと思ってもらえるような事例をお話したいんですけれども、私、函館市から木古内町に転校してきましたんですよ。中学校1年生の時にです。函館市と言えば木古内から比べると都会の部類ですよ。そんな中からこの田舎に来たものですから、半ば田舎に来てなんて気持ちあったんですけれども、とにかく田舎と言いますか木古内の転校してきた同級生とは大変力強くて、私それまで海で泳いだことなかったんですけれども、当時の私の同級生は全員がもう海に泳ぎに行くんです。いまは保護者がなければ泳げないっていうルールありますけれども。当時、山に自転車で行こうぜと言って、連れて行かれたことがあるんですね。そうしたら、なんで連れて行かれたかと言うと当時、害虫が異常発生して、確かアワヨトウって毛虫だったと思うんですけれども、その毛虫を退治しに行くっていうので連れて行かれて、私は大群を見た時に怖がって逃げてきたんですよ。なんて木古内の子達ってパワフルで自然に溢れていてかっこいいんだって当時私は思ったんです。

いま見てください。いまの子ども達は海では当然泳いだことない子がほとんど、虫を見ればギャー、お母さん取って、お母さんも取れないからお父さん取って、お父さんは仕方ないからティッシュで、何を取るのかなと思ったらこんな小さいクモです。それってやはり日頃から自然体験をしていないからだと思っただけなんです。そのような現状について、なにか体感されたこととか感ずることってございますか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。いま平野議員の再質問について、お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりだと思います。私も小学校1年生の時に神奈川県から隣町の福島町に転校してまいりました。本当に福島町という小学校・中学校の時に、福島町という町で育ったことによって、本当に海に囲まれ山に囲まれ、最初は慣れなくて学校も行けない状況だったんですけれども、いまとなってはその自然体験やいろんな大人の方々の教えがあって、いまのこういった経験が私のベースになっているというふうに思っております。自然体験やそういった原体験というのは、とても大事なことであるなというふうに思っています。

加えて一方で、世の中社会が大きな変化をしております。平野議員もご存じのように。

これが我々が望もうが望まないが、どうしても世界中がデジタル時代になってきているんです。いまその子ども達に自然体験や原体験を伝える方法というのは、この方法も変わって

きています。ですから、これはもう学校と教育行政だけではなく、保護者の協力なくしてなかなかできないというふうにも思っていますし、また受入側の地域のほうもやはり工夫もしていかなければならないと。やはり子どもも誕生してから小学校・中学校の成長する家庭環境ですね。この環境がいわゆる大きな影響を与えていきますので、子どもにとって先ほどもお話をさせていただきましたけれども、大人になるにあたって必要な体験というのは、方法を学校や地域や企業、家庭と検討しながら本当になにが一番子どもにとってどういった方法で原体験をさせるのがいいのかっていうことのいわゆる社会のウイルスなんかも含めて、当然議員のご存じのように変わってきているわけですね。ですから、そういったこともしっかりと検討していきながら、子どもにとってより良い原体験という場を設けていきたいなというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 今回、自然体験教育活動の拡大というあくまで教育の一例だけを質問させていただいたんですけれども、いま教育長も感じているとおり、現代社会これだけ大きな変動がある中、例えばIT化になっていって、1人1台タブレット以前先日もお話ししましたけれども、それだけデジタル化に対応していく教育をやる反面、そこに依存するという不具合と言いますか依存症の子もすでにいますし、おそらくきょう傍聴されている方々も自分達の子どもや孫達と普段接することがあれば、必ずもう手に携帯を持ってなにかをやっている。

それがゲームなのか勉強なのか漫画なのか様々だと思うんですけれども、そのくらい依存していることがはたしてどうなんだっていう疑問符だったり、あとそれを容認している家庭、保護者、その問題を私は大きいと思うんです。いま私から言う前に教育長からお言葉出ましたのでお願いしたいんですけれども、木古内町は学校教育について様々な改革をして整備を整え取り組んでいるのは私も存じておりますし、それには賛同している立場でございます。

そこを一步越えて、やはり保護者の教育、保護者の教育と言うとちょっと偉そうな話なんですけれども、家庭も巻き込んでこれからの社会、子ども達がしっかりと健やかに対応していく大人になるような教育方法をどんどん提言していただきたいと思います。これっていままでどおりの保護者の研修会とかのみならず、その一步を枠を越えて取り組んでいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。平野議員の再質問について、お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりだと思います。私もこれは良いとか悪いとかではなくて、私も含めていまのデジタル教育を受けていない世代です、本当に。ですので、そういった情報社会・デジタル社会において、やはり大人、地域、これは保護者だけではないですね。本当に社会を構成する私達大人がもう一段階、そういったいまのデジタル時代・情報社会化時代の中において、可能な限り正しい知識、いわゆる横文字っていうかカタカナを使って申し訳ないですけども、デジタルリテラシーっていうやつなんですよね。とあわせて情報モラル、いま文部科学省や総務省もいろいろなそういった取り組みをしているところでもありますので、私も着任以降、まずは情報モラル教育というのを教育委員会の中でいま検討させていただいて、学校教育と一緒にいま取り組んでいるところでございますので、ぜひ平野議員がおっしゃるように地域社会全体として、そういった木古内町の町民の皆様の情報リテラシーのアップデー

トに議員も含めてお力を貸していただきたいというのがお願いでございますので、いま平野議員からそういったお話がありましたので、ぜひ一緒に町民全体の情報モラル教育と情報リテラシー教育の環境整備というのにお力を貸していただきというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 大変、話されている内容には共感しました。若干、横文字が多くてちょっと私勉強不足だなと感じたところではありますが、思いとしては私の思いも理解していただいたと思いますし、今後そのようなことも含め懸命に取り組んでいくし、我々も協力させていただきたいと思いますので、今後の教育に対していまの考えのままだんどん新しいことに取り組んで進んでいってほしいとそのように思います。その中で再三申し上げますけれども、この自然の体験については大変重要だということをいま一度申し上げますので、それと1問目の私無償化については、ぜひやるべきだと思いますので、きょうこの時点でちょっと調べきれなかった数字について、もう一度ちゃんと正式に調べていただいて、私も当然調べますけれども、担当課として保護者負担の額について、学年ごとで差はあると思うんですけども、調べていただいてお答えいただけないですか。いかがですか。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 1番目の質問に関連した資料ということですよ。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) いま話の流れからちょっと戻ってしまいました。私にとっては、この2番と3番が一緒の観点での進みだったものですから、終わった項目に対して質問してすみませんでした。

以上で教育長の熱い話も聞けましたし、私の質問はこれで終えたいと思います。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君の一般質問を終わります。

次に3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出です。

本当に先ほど平野議員が一般質問する前に挨拶いたしましたけれども、私も教育長就任して間もない教育長に質問することについて、お許しいただきたいなどこのように思っておりますので、1問目に入らせていただきたいと思います。

次世代のICT教育と学習環境づくりについて。

実は私、いまきょう持ってきたんですけれども、この月刊誌「先端教育7月号」を拝読と書いてありますけれども、二度も三度も熟読させていただきました。

この中で藤澤教育長は「ICTの時代、いままでの当たり前は当たり前でなくなっていきます」と閉じております。また、熱く語っているのに大変私自身も感銘を受けました。

また、これまでの経歴が物語るとおり、自ら会社をおこし、これからの子どもから大人まで全ての世代が学び続け、一人ひとりが持っている無限の可能性を引き出し、いきいきと活躍する社会の実現をとつづっております。

木古内町の未来ある町の宝物であり、財産でもある木古内町の子ども達に、教職員をはじめ教育委員会としてどう向き合っていくのか、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

1番目に、人間としての最低限のルール、マナー、それから礼儀については、家庭、学校を含めどのように教えていくのでしょうか。

2番目、ここは平野議員と私も全くかぶっておりますので、自然に親しむ教育の一環とし

て体験学習を含め、一次産業の関わりについてどのようにお考えでしょうか。

3番目、グローバル社会において、子ども達の英語力をどのようにして身につけさせるのでしょうか。

4番目、民間からの新任教育長として、我が町の学校教育・社会教育などに対する大変大まかな質問ではございますけれども、この辺についてのお考え方をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) まずをもって、東出議員からのご質問をいただき、ありがとうございます。このような機会をいただいたことで、私自身改めてこれまでのことを踏まえて、いろいろと学ばせていただきました。その上で、3番 東出議員の質問について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の質問で、人間としての最低限のルール、マナー、礼儀については、家庭、学校含めどのように教えていくのでしょうかとの質問ですが、最低限のルール、マナー、礼儀については、基本的には保護者が子どもの教育の第一義的責任を有するものであって、各ご家庭で最低限のルールを身につけることだというふうに思っております。

加えて、これも先ほど平野議員の中でもお話させていただきましたが、ものすごい社会が急激に変化しています。ですから、私達が身に付けてきたルール、マナーでは足りない、若しくは見直さなければならぬことが求められてきています。

ですから、家庭のみだけでなく、当然保護者が自分の子どもの最低限ですから、やっていく役割っていうのはあるんですけれども、そこを補えない場合に限っては、やはり地域全体で取り組んでいく必要性もいわゆる複合的な目で子育てをしていくってということも私自身重要なことだというふうに考えておりますので、そういった観点で取り組んでいく、教育としても取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

また、次に2点目の質問ですが、自然に親しむ教育の一環として体験学習を含め、一次産業とのかかわりについてどのようにお考えでしょうかとの質問ですけれども、これは先ほど平野議員の質問の中でも同様の質問がございましたので、私自身コロナの環境が許せば社会的な変化の環境を許せば、可能な限り木古内の子ども達にはこういった自然体験や体験学習、原体験学習っていうのを学校と連携しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に3点目、グローバル社会において子ども達の英語力をどのように身につけさせるのでしょうかの質問についてですけれども、現在、教育委員会では子ども達が外国の方々と英語での体験活動をとおして、英語力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に、平成30年度からイングリッシュキャンプ事業を実施しておりますけれども、現在はコロナ禍で中止になっております。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらこちらも再開をさせていただきたいというふうに考えております。

また、コロナにより派遣が中止となっていたALT派遣事業も今年度4月から各学校での英語の授業を再開し、生きた英語を聞くことにより、英語を聞く・話すことがより良い効果を表しております。

また中学校では、引き続き英検I B A英語検定を実施し、小学校では今年度から6年生を対象とした英検E S Gを実施しており、個人・クラスレベルでの学習の進捗状況や学習状況

の分析やレベルにあった学習プランの作成にあたって幅広く活用できております。

今後もグローバル社会において必要と言われる英語力アップのために、これまで同様に取り組んできたものをさらに活用しながら継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に4点目、私自身のことですけれども、民間から新教育長として我が町の学校教育・社会教育などに対する考え方について伺いますの質問ですけれども、こちら本当に就任時に申し上げさせていただきませうけれども、私としては教育という目的は、一人ひとりが持つ個性や能力、無限の可能性を伸ばし、そして社会の担い手として必要な知識やスキル、資質を高めることにあると考えております。

ここ木古内町には海や山、先ほどからありましたように、豊かな資源がたくさんあります。

こうした豊かな資源と社会の変化を柔軟に受け入れ、これからの時代に必要な科学技術などを融合させながら、学校や地域、高校や大学などの高等教育機関、さらには民間企業や近隣市町との連携や協働などを行い、より一層の教育・学習環境の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、「学びは年齢に関係なく、人生を豊かにする」というふうに考えております。

より一層の町民一人ひとりがいきいきと活躍する学びの場づくりや、未来を担う子供たちには、ふるさと感じ、地域愛を醸成しながら、夢を追う心や夢を実現する力を育むこと、さらには様々な困難に立ち向かおうとする生きる力を育むことができる教育の充実を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) だいたい答弁はいただきました。それで(1)の最低限のルール、これはもう我々が考えている以上のことがこれからあるということで、なかなかそれは大変だというのはわかりますよ。我々いま言っていることでさえも、「じいちゃんなにしゃべっているの」と「こんなことくらいわかっているよ」と子ども達に言わせると孫に言わせるとそう言われるんですよ。逆に声をかけられないんですよ。ということは、こんなことくらいわかっているよ、こんなこと言われなくてももう自分の知識の中でちゃんと入っているって。

それと、教育長が言った中で、私最低限のルールを身に付けることだと思っているという中で、質問の中身からいきますといいですか。親の責務、それから学校義務教育6年生から9年間あるわけですよ。その部分については、今回の答弁の中では、触れていないんですよ。

そうでしょう。そして、いま聞いたのは地域全体で子ども達に最低限のルールをとということで、地域という言葉も出てきたわけだ。ところがいま地域と言ってもなんて言うんですか、もう個々個々の時代なものだから、下手に声をかけていいのか悪いかってそういう心配さえ私あるんですよ。それは地域全体で将来ある子ども達のことだから、みんなで守っていきましょう、みんなで育てていきましょうと言ったものの、現実問題として朝のおはようございますとかそういう程度の挨拶はできるけれども、それ以上のことはできないですよ。私はそう思うんですよ。この答弁書を見ると、なるほどなどは思うけれども、現実そうだろうか。

ここは田舎だからまだおはようございますとか車に気を付けてねってなんか言いますよ。ところが地域と言ったってこういう片田舎もあれば、何十万っていう大都市とかがある中で、はたしてそれが可能なのかなという私はそういう疑問を持っているんです。その辺については、教育長の見解をお伺いしたいとおります。

それから、ほぼ平野議員とのやり取りの中で、自然に親しむ教育ということなんですけれども、私もここ何年でしょう、朝陽第一小学校の関係があるので、もうかれこれ7年くらいになるのかな、イモ植え体験から収穫まで、その間は私管理していますけれども、そのほかに先ほど言っていました田植え、これは確か小学校5年生がやっていたよね。それから搾乳、乳搾り体験、それからなんだろうかな確か同僚の吉田議員のところに行つてのハウスの中でのほうれん草の栽培、それからほだて和牛の見学つて言うのかな餌やりつて言うのかな、掃除しているわからないですけれども、それらのものを見てもどうしても学校の授業のカリキュラムが組まれているものだから、実際30分か40分。例えば1時間の授業、例えば45分なら45分あったとしますよ。その中には、移動の時間も入っちゃっている。現地に来て、イモを植えましょう、掘りましょうつて言っても全部良いところ先生か親なんです。そういう部分で、やはり年間の時間が決められているんだらうけれども、もうちょっとそういうような部分では時間的余裕を与えてやらないと私はだめじゃないかなと思うんです。受ける側にすれば、きょう何時頃来るんだな、構えて待っていますよ。最初の頃だったらほうれん草の栽培に行くと生産者が一言・二言挨拶あるんです。私もそうなんです。挨拶している時間なんてないんです。もういきなりほうれん草刈つたり、イモを拾つたりつてそういうので、自然に親しむとかっこいいこと言つても、駆け足じゃだめだ。教育長にちょっと私先ほど言いましたけれども、福島の話が出て80周年の時大変盛り上がった話なんですけれども、教育長やはり熱い今の気持ち、なんとかこの辺は学校と協議をしてどういう方法がベターなのか、そして行つた先ではゆっくりやれるようなことを私は考えていく必要があるだろうと思うんだけど、その辺についてこの2番については、そういう形で再質問させていただきます。

それから3番目については、教育長の載っていた冊子なんですけれども、世界中駆け回つて歩きましたね。その中で、「アメリカのスタンフォード大学を視察する機会があり」という文言入っているんですけれども、やはりこれからの子どもICTを教えることも大事、それからやはり世界に羽ばたいていってもらいたいだらうという思いもあるんです。私は、

それで、やはり世界に共通する英語、この力はやはりなんとしても付けさせてあげたほうが私いいんじゃないかなと前にもこの件については一般質問、前教育長の時した経緯があるんです。ただやはり、如何せんこのコロナの関係でALTが来られなかったり、それから思うような活動ができなかったんですけれども、それはそれとしてやはりなんらかの形で英語というものについて、書くだけじゃなくてやはり相對の英語でお互い話できるくらいまで私はある程度、そんなものいらないよと翻訳機があるじゃないかという人もいるかもしれない。しかし、身に付けさせるためにはICTはもちろん、それから世界に羽ばたいていくためには英語を身に付けさせる、これに私は重点を置いていただきたいと思うんですけれども、その辺について再度本当の教育長の腹の内を教えていただきたいなと思います。

それから4番目については、教育長もいままでですと町長ともこの件で議論したんですけど、民間から来たということで、相当良い人材を我が町に町長は見つけてくれたなという部分で私は評価しているんですけれども、この辺はきょうのこれでは私は答弁を求めません。

ということは、いままだ前教育長の教育執行方針に則つて今年度の3月まで、これからは脱線するわけにいかないですよ、脱線つていうか。来年度の教育長の執行方針、その部分で藤澤カラーを出していただければなというこれは4番目は、要望です。ただ、私もある人

からこんな話を聞いたんですよ。僕をICTかなにか小学生に教えていたんですよ、函館市で。その時にその親御さんと会うことがあって、藤澤さん今度木古内の教育長になったんだねっていう話になったんですよ。「なんだい」って聞いたら、「僕を藤、藤」と呼んでくれということで、すごく親しみがあつたということを知りかされて、本当に教育長に相応しい人物だなというふうに私も評価していますので、ぜひ来年度の教育執行方針にあたっては、大変かもしれないですけども、いままでのいくらかでもカラーを出していければなどこれは答弁いりません。もし答弁できればしていただきたいと思いますし、まず先ほど1番から何点か聞きましたけれども、ここ再度ご答弁願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。東出議員の再質問について、お答えさせていただきます。

まず1点目になりますけれども、最低限のルール、マナーという項目だというふうに思います。こちらは、本当に先ほどからありましたように、最低限のルールっていうところがちょっと私の認識と東出議員の最低限のルールっていうところがちょっとズレがあるかもしれないなというふうにいまお話を聞いていて思ったんですけども、ちょっとその辺を最低限のルールというのはどのようなルール、マナーだということによって、それはやはり小学校義務教育課程で上がってくる前に身に付けなければいけないことなのか、それとも小学校の段階で身に付けていかなければいけないものなのかっていうところによって変わってくるというふうに思っておりますので、その部分に関しましては、さらにも東出議員のほうで足りないようなことがあると言え、随時私にも教えていただければというふうにこの場でなくても今後、今後も含めて子ども達が持たなければならない最低限のルール、マナーの定義についてやはり検討していく、していきたいと、させていただきたいというふうに思っております。なかなか先ほどお話もありましたように、社会の変化によって子ども達に声をかけづらいという環境の中で、いろいろな子どもをとおしての関わり方、接し方というのもやはり工夫を求められる時代になったというふうに私自身も思っています。私自身もその場面場面で、本当に子どもとの接し方というのは、マニュアルどおりにはいかないなというふうに思っているところが非常に多いものですから、こういうのもやはり工夫を重ねながら、急激に変化する時代の流れの中で、やはり年齢関係なく、年代・世代関係なく、本当に子ども達のより良い学習環境をそういった生活環境も含め、どのような木古内町としてのやはり環境を作っていくのかというのは、やはり議員をはじめ皆さんと一緒に協力しながら作っていききたいというふうに考えております。

2番目につきまして、体験学習のこれまでの本当にコロナ前まで東出議員はじめ、多くの町民の方々が子ども達を受け入れて、そういった体験をしてきたということも私自身聞かせていただいております。これまでご協力いただきましたことには、改めてこの場を借りまして、感謝御礼思う仕上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

加えて今後、コロナのあと再開をする際には、先ほど東出議員からもありましたように、本当にこれまでのやり方がベストというこの考えではなく、やはり工夫が必要であるなというふうに思いました。ですので今後、そういった体験学習・原体験学習を学校と実施するような場合には、我々としても本当に効果的な子ども達に体験学習とはただ単に体験させるだけじゃなくて、例えば理科の授業でこれは原体験が必要だから、理科の授業と連動した形で

やろうとか、いろいろな授業の中で関連していく中で、取り組んでいくことが重要だというふうに思っておりますので、やはり年間で国の指導要領の中で、学習指要領のマニュアルが決まっている年間スケジュールの中で、やはり学校としても工夫を重ねていくことで、より良い効果的な教育環境を作っていくのではないかなというふうに考えておりますので、先ほど東出議員からいただきましたこれまでの貴重なご意見を踏まえながら再開する際にあたっては、学校としっかり連携を図りながら実施させていただければというふうに考えておりますので、引き続きのご支援ご協力のほうをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、3点目につきましてですが、こちら英語教育ですね。おっしゃるとおりだと思います、私自身も。どうしてもこれからの時代英語が必要なので、今年度から国のほうでも東出議員もご存じのように、小学校3年生から英語授業が導入され、さらには小学校5年生から英語は教科になりました。ご存じのように教科になるということは、テストと評価がされるということです。通信簿が付けられるということです。ですから、これまでの英語学習環境だけではなく、ことしからはじまりました小学校英語必修化、これに対してさらに工夫を重ねていく必要があるなというふうに思っておりますので、子ども達のより良い学習環境を整えていくためにもこれも受け入れ側の小学校としっかりと連携を図りながら、教科ですから小学校5年生から、さらにこれは4技能です。いままでは日本の英語教育がどちらかと言うと私も受けられてきたのが読み書きだけだったんですね。これは、東出議員もおっしゃるようにスピーキングも非常に重要な英語スキルが求められます。話す・聞くです。ヒアリングスピーキングです。さらに書く・読むというスキル、4技能が課せられたんです、小学校5年生から。ですから、これまでの英語教育の学習環境のみならず、さらに工夫を重ねた英語学習環境の充実というのでも取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、ぜひ東出議員のご協力もいただいて、より良い子ども達の学習環境を作っていきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、本当に東出議員からいま貴重なご意見をいただきました。まずは、私この10月1日で就任したばかりですが、これまで前野村教育長が築き上げてきました教育環境をまずはしっかりと3月まで努め上げることが私の第一のお仕事だというふうに認識しております。その上で、これまでの皆さんとともに築き上げてきた教育環境をさらにもう一段アップデートするのが私の努めでもあるというふうに思っておりますので、木古内で生まれ、木古内で育って良かった、そしていつかは木古内でまた活躍すると。どこに行っても木古内に応援するんだというようなこれは子どもだけではなく大人も含めて木古内に縁のある人全てに、やはり木古内の良さをしっかりと感じてもらえるような教育を皆さんと一緒に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後ともいろいろとご指導のほうお願いして、私からの答弁と代えさせていただきます。以上でございます。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出です。

体験学習について再度お聞きするだけけれども、いまの答弁の中では例えば一例として理科の教育の一環、それから社会科になるのかわからないけれども、その一環として今度はやっていくと。じゃあいままでどうだったのかないうことはちょっとわからないけれども、そうは言ったもののその前段に先生がなぜイモの収穫が大事なかっていうことをそれを教えないと泥が付いて汚くなるとか、長靴用意しなければならぬ、軍手用意しなければなら

ないっていうそういうふうにならないように教育委員会、先生からじゃあ子どもにどう理解してもらって土に触れる、海に行つて海に手を入れる、いま魚なんてヌルヌルだから触りたくないとかっていう人がいっぱいいる、子ども達の中でも。親の私でさえも刺身下ろせなくて、できあがりを買ってくるのがいまは現実でしょう。だから、やはり根本的な部分をきちんと教えていかなければ私はならないだろうなと思うんですけれども、その辺はどういうふうに先生方との接し方、委員会としての。

それからもう一つは、英語教育の部分では私の思っていることを同感だと言ってくれて私も嬉しいんだけど、それじゃあ小学校5年生から5年・6年、中学1・2・3年と5年間義務教育の中で今度英語教育になっていくわけですよ。そうすると私ここに教育長からの答弁書があるんだけど、I B A英語検定、英検E S Gとあるんだけど、そうすると強制はしないだろうとは思うんだけど、この5年間で英検の何級くらいまで取らせて上げたいのか。その見解っていうのはありますか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。いまの東出議員の再質問について、お答えさせていただきます。

まず体験学習の件に関しましてですけれども、こちらに関しましては、やはりいま学校のほうは先生というところが学校の授業の中での学習指導要領に基づいた授業体系がやはりメインになる主になるというふうに考えております。

そういった東出議員から本当に大切であるそういう準備段階で目的等も含めて、実施にあたっては本当に受け入れ側とそこがないように誤解がないようにしっかりと打合せを重ねながら、実施ができるのが一番望ましいのではないのかと。その上で、学校ではどうしても足りない部分等などは、やはりいろいろな学習環境を整えていく中で、先ほどもありましたように無名塾やそういった場面を作りながら、そうすると学校の授業の時間は気にせずに行うこともあると思いますので、そういったものの工夫を重ねながら受け入れ側と提供する側としっかりと関係を築きながら子ども達にとってより良い学習環境を作っていきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、英語教育に関しましてですけれども、まだ私もいま木古内の子ども達の英語レベルを全部把握できていないのが現状でございます。ですので、いまこの英語教育も今年度からスタートしたばかりですから、今後学校の先生とも学校の環境とも検討しながら、そういった小学校の学習指導要領マニュアルに沿って、指導要領に沿って、基礎的な英語をしっかりと身に付けさせながら、その先の具体的な目標というのはそれぞれ個人的なものも出てくると思います。これはどうしても英語に限らず、小学生・中学生っていうのは、発育発達段階にあるものですから成長段階の、この成長が早い子と遅い子ってどうしてもいるんですね。これはもう仕方がないことだと思います。ですから、一斉になにかをするっていうことよりは、個人の本当に個人の能力を先ほどもありましたように、個人個人一人ひとりの得意を伸ばして、いきいきと活躍できる教育人材育成というのを目指していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 続きまして、次に入らせていただきたいと思います。

2番目、通学助成金の全額無償化について。

他自治体所在高等学校通学補助金及び道南いさりび鉄道通学利用者の助成金については、決算では不用額がここ何年か出ております。

未来ある子ども達は、先ほど教育長とも議論しましたが、町の大切な財産であり、宝でもあります。

通学生を持つ家庭では、コロナ禍による経済の回復がままならない中での物価高で、家計は大きな打撃を受けています。せめて景気が回復するまでもよいので、高校生、専門学校生、大学生を持つ家庭への生活支援として、町独自の支援策を講ずるべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 3番 東出議員の質問にお答えをいたします。

他自治体所在高等学校通学補助金については、木古内町と高等学校が所在する知内町、福島町の3町で補助金を交付し、通学者への負担はなしとなっております。

道南いさりび鉄道の利用者助成金につきましては、平成28年の3月にJRから道南いさりび鉄道へ経営移行した際の運賃値上げに対する通学利用者への負担軽減を目的として事業をスタートいたしました。これまで、メールによる申請を受け付けることで利用者が申請しやすい環境をつくるとともに、今年度令和4年からは通学利用者の大学生等への範囲の拡大、そして助成金を通学定期券の購入費の3割にするなどの事業の拡充、改定を進めております。

コロナ禍によるエネルギーや食料品等の物価高騰が続いておりますが、道南いさりび鉄道については、現状ではこのことに伴う運賃の値上げは行われていないことから、今後も物価高騰が続くようであれば、その時点でどのような支援が必要か検討し、対策を講じてまいりたいと考えております。現段階で通学助成金の全額無償化は考えておりません。以上でございます。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出です。

町長、この答弁書を見たんだけど、簡単に言えば含みを持った答弁と捉えていいんだろうか。まず、そこをお聞きいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 東出議員の再質問の真意がわかりかねるところですが、私として最大限に受け止めた形で答弁をさせていただきますと、物価高騰のいわゆるいさりびの子ども達だけではなくて、バスだったり下宿だったり高校・専門学生・大学生ってそれぞれの形がありますから、いさりびで一本でいくよりも幅広くバランス良く高校・専門学生・大学生を支援するような事業が望ましいと現時点では考えているということで、付け加えて答弁をさせていただきます。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) どこがバランスの良いあれなの。いいかい、他自治体ということは、いま福島が誰も通学生いないっていうことをお伺いしましたので、知内高校に通学する人、単純にだよ、いま話をするのは。知内へ通学する人は負担はないんだ。そして道南いさりび鉄道、私これ4割補助していたと思ったんだけど、実質3割なんですよね。私、4割だとばかり思っていた。それだっていいですか、運賃のJRからいさりびになった時の差があった部分で3割補助なんですよね。ですよね、間違いないですよね、そこまで。そうすると、

これはおかしな話になるけれども、方や向こうは函バスさん利用する人は親御さんの負担はないですよ、こっちに行くと。木古内から五稜郭まで1か月、1万3,950円、間違いないんですよ、副町長。その12か月、約16万8,000円、いま道南いさりび鉄道を使っている通学生は40人。そうすると、だいたい試算すると670万くらいですよ、総額で。その3割、だいたい200万くらいですか、町の持ち出し、そうですよねざっくり言って。私はここで言いたいのは、ここにも書いておるとおり、いま大変厳しい本当に生活環境にみんな置かれているんですよ。

だから、私は今この12月の定例会でなきゃできないんですよ。ということは、あなた達いま予算編成やっている最中ですよ。これ3月にやったっておかしいことなんだから。ここでせめてコロナで経済がある程度回るまでなんとかしてやれないのかな、そうしたら全額でなくてもいいですよ。私最初に聞いたのは、含みを持った答弁ですねって言ったのは、全額でなくてもいいからいま12月の予算編成で協議できないですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 東出議員の再質問にお答えいたします。

私の答弁としましては、1回目・2回目に答弁させていただいたとおりであります。

いま現在、物価高騰に対する施策ということで、木古内エール生活支援給付金をいま事業を進めさせていただいております。いさりび鉄道は、現時点で値上がりはない。その一方で、高校・専門・大学と幅広い子ども達、学生達に支援が必要だと認識しています。

そういったことからいさりび鉄道の運賃よりも子ども達、もっと全体1人でも多くのかたが制度設計の中で、救われるような支援策のほうがいまは町として優先してやる事業であるとそのように認識をしております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 町長、1問目に教育長と議論したんですよ。そして、いまこの通学費の部分でいま町長と私やり取りしているだけけれども、これ流れがあるんですよ。やはり未来ある子どもには教育長は、もう本当に一生懸命やっていくと。英語能力を高める、自然体験も充実させていく、ICTもあれしていく、そうやって育ていく子どもに木古内町の宝、財産だ、それに親は真剣になって学校に通わせているんですよ。それは町民全てに広く浅く、これも大事だ。私は未来ある子どものことを考えて、私は言っているんですよ。それと一緒にしないでください。あなたの子もだっっていずれあれなんだよ。中学校卒業して、高校に行くんだよ。あなた自身だっって言っていたでしょう、木古内町の宝、財産だっ。

木古内町の財産、宝じゃなきゃ私こんなこと言わないし、こんなしつこく言わない。だから、最初に言ったように含みのある答弁なんですと聞いたのは、そこなんです。なんとかだからここ、あなた首傾げることない。今年度予算でいま予算編成やっているでしょう。いくらかでも付けられないかって、私はいきなり無償化って言ったけれども、無償じゃなくてもいいです。1割でも2割でも上げてやったらどうですか。いま運賃の改定がないとって言うんだけど、そういう問題じゃないんですよ。私、4割だと思ったの、そうしたら3割なんだ。せめて半分まで持ち上げられませんか。その議論をあなた達もうはなっから突っぱねて、全然聞く耳持っていないでしょう、いまの答弁を聞いていけば。あなた、木古内町の大事な財産だ、宝だっって言っているながら、この議論には付いてこないのかい。子どもを持っている親は、スポーツで行っている子もいる。それから、いろんなことでもって学校の勉強以外に塾だなんだって結構お金がかかっているんだ。そうしないといまの子ども達

もいまの時代についていけない時代なんですよ。どうも私の言うことがあなたは理解していないんだけど。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 東出議員の再質問にお答えをさせていただきます。

少し振り返りますと平成28年です。JRからいさりびになるタイミング、その時私は町議会議員をさせていただいておりましたので、その時一般質問をさせていただきました。

その時に、行政側からは値上げ分の3割についてということで、令和3年までそのままの制度設計で進んできたわけでありまして、そして、令和4年度につきましては、私も高校やあと専門・大学は含まれておりませんでしたから、そういったいま41名のうち5名が大学生・専門学生なんです、そういった声をいただいておりました。そういった意味では制度設計を変更して、高校だけではなくて専門、そして大学生まで拡充するんだということで、令和4年度にさらに事業の幅を広げたわけでありまして。

ということから、基本的な考えといたしまして、このいさりびの通学助成金に関しまして、私も自分なりにこれは信念を持って事業を進めております。それで、東出議員には先ほども私の説明をもう一度させていただきますが、いまのタイミングは物価高騰によって、いさりび鉄道で利用している学生以外にも目を配るほうが町として重要なんじゃないかっていうことを申し上げているわけでありまして。道南いさりび鉄道の通学費の補助率を上げるということではなくて、全体もう全ての子ども達に対して、町としてどういった支援ができるんだろうかとこれがいま極めて大切だと思っています。ですので、1回目の答弁と同じでございますが、私としてはその形として東出議員はいさりび鉄道の補助率を30から50に上げたほうがいいんじゃないかと具体的にご提案いただきましたが、町としてはそこに限ることなく、1人でも2人でも多く幅広く支援をしたいという思いから、いさりびに限った支援ではなくて、全体的な支援をいまやっていますし、今後も事業を進めるとするならばそういうふうな考えが基本的にあります。ただし、運賃が値上がりしたとかそういった時には、また立ち止まって考えなきゃいけないのかなとそのように現時点では考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 町長は、私は高校生・大学生・専門学校生の部分で私は言っているから、町長は違うよ。町全体の子ども達に対して考えているんだろうとそこでもって差があるのは、これはやむを得ないと思う。私は通学助成金だし、町長は広く木古内町の全体を考えているんだと、現段階で。だから私、はっきり言いましたよね。運賃が上がらない限り、これについては手を付けないと言ったらいいいのかなんかわからないけれども、運賃が上がるまでは考えてはおりませんということだ。それで間違いないね。じゃあ私冒頭に再質問に入る時に、町長含みのある答弁ですねって言った時に、そんな感じは私受け取ったら、それに町長も同じで話してくれたんだけど、であればということで私は1割でもいいし、せめて半額まででもいいよ。なんとか考える余地はないんですか、含みのある答弁したんだから。

だから、だいたい総額で700万くらいですか、40人程度で、概算でいくんだけど。町財政もだんだん厳しくなっていくから大変かとは思いますが、もう一度ここについては値上げ云々じゃなくて、どこかの機会でまたこの話を私したいと思うんだけど、きょうはこれで引き下がるより仕方がないのかなと私思うんだけど、とにかくこれそうしたら頭の中に置いて、財政計画を作る時にあれでしょう。こういう議論もあつたんだということ

早急に私は上げていただきたいなと思っているから、これを一つきょうはここでこれについては止めたいと思います。

次に入ります。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時48分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

3番目の一般質問に入ってください。

3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出です。

高規格幹線道路函館・江差自動車道の冬季間の情報共有について。

高規格幹線道路函館・江差自動車道茂辺地・木古内間は、今年3月26日に開通し、利用者からは利便性が高まったと高い評価を得ています。

来町する観光客や通勤者など、様々な人が利用しています。

町にもたらず経済効果も大きいと思いますが、ことしははじめての冬道走行になります。

私の周囲では、冬は利用しないという声も聞かれます。

そこで町長にお伺いいたしますが、町として函館開発建設部、除雪事業者、警察、消防署などの関係機関と冬期間の道路の維持管理等について協議をしているのでしょうか。

約11kmが木古内町の区間であり、橋梁が4本、長い上りや下りです。それから、堀割があるために日陰部分も多く降雪量も多いことから、万一の事故を想定する中で、町の役割があると思います。

事故をなくすための方策を考えなければならないと思いますが、町としての役割をどのように考えているか町長にお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 3番 東出議員のお尋ねにお答えをいたします。

高規格幹線道路函館・江差自動車道の冬季間の情報共有についてでございますが、本年8月に当町も構成員となっております「渡島・檜山地方道路防災連絡協議会」が開催されました。2月に発生いたしました多重事故、及び大規模車両滞留事案を踏まえて、関係機関の対応手順や役割分担等の検討と意見交換が行われました。

例えば事故が発生した際には、通行止めの措置のほか、事故車両や傷病者の救助対応、また軽傷者が多数発生した場合には避難所を開設するなど、様々な対応が必要となります。

その中で町の役割としましては、警察・消防・道路管理者である函館開発建設部を主といたします「事故等現地対策本部」からの要請に応じて、避難所の開設や送迎移送バスの手配など、相互に連絡・協力することとしております。

木古内消防署とも、公用車の使用が可能であることを確認をしております。

なお、事故そのものの防止対策につきましては、函館開発建設部において暴風雪の被害が見込まれる区間に、防雪柵と視線誘導標を設置することとしておりますが、改めて日頃からの交通安全啓発等が重要であるとそのように考えております。

今後関係機関としっかりと連携を図り、協力体制の構築を図ってまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) まず先に、渡島・檜山地方道路防災連絡協議会ってあるんですけども、これ私聞いたことないんですよ。これどういう組織で、どういうことをして、どういう連絡協議会がどういう役目を果たしているのか、これちょっと私勉強不足ですしはじめて聞く言葉なので、これちょっと教えていただきたいと思います。

それから、私が聞いたのはいいですか、質問の中にもあるけれども、木古内の区間は11kmくらいなんですよ、トンネルのだいたい真ん中から木古内の出口までとね。その間の事故を私は想定して、一般質問しているんですよ。ところが答弁書を見るといいですか、木古内のこの11kmの区間には、防雪柵や誘導標なんていうのは付いていますか。そこちょっと確認とお答えしてください。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 東出議員の再質問にお答えをいたします。

まず、渡島・檜山地方道路防災連絡協議会ですが、こちらは平成12年に設立がされております。この構成、対象機関なんですけど、15機関がございます。渡島振興局から函館建設管理部など自治体では函館市、北斗市、木古内町、七飯町など、あと消防本部、渡島西部も含めて15の機関が一体となって、その協議会を構成しているわけでございます。

また、木古内区間内のポールにつきましては、これも2月の事故の主な対応策となっておりますために、北斗追分インターチェンジから北斗中央インターチェンジの対応ということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) それは町長、前段のこの平成12年に設立された渡島・檜山地方道路防災連絡協議会、これはただ15の機関なんだけれども、どういう役目を果たしているんですかということについては、町長の答弁がないんだ。答弁漏れなんですよ。

それと、私しつこく、そして声を大にしてしゃべったのは、約11kmが木古内の区間ですよ。木古内町で万一こういう事故が起きたらどうするんですかということなんです。だから、木古内の11kmの区間に防雪柵だとか緑色のパカパカ光っているやつが誘導標だと思う。そうでしょう。付いていますか。付いていないんだよ。だから、きょうのこの答弁書には馴染まないんですよ。そうでしょう。いま北斗のほうでやっていますよ、北斗中央から追分の区間、単管打って網張ってやっている。ただ、うちの場合はまだそこまでいっていないんですよ。それで、それをどうのこうの言ったってどうしようもないんだけれども、もし万一木古内町の11km区間で、上りでも下りでもいいです。車線で事故が起きた場合を想定して、なんですか避難所の開設、移送バス。とは言たって例えば上り車線で事故があった場合は、じゃあ上り車線だからこっちだから木古内から上がればいいんだね。下り車線であったら茂辺地から上がってきて、木古内に抜けてこなければならぬってことでしょうか。私の言っている意味わかりますか。

それと、やはり心配なのは橋一本ずつの距離が長いんですよ。地面に接している部分は、融雪剤なんだから撒いても溶けていくんだけれども、橋っていうのはもう吹きさらしになっちゃってすごく怖い、トンネルの入口だとか出口とかよくやっているでしょう。

それと、そういうところは橋の上はガードロープじゃないんですよ。よく私見て歩いたから、この一般質問出すのに。橋の上はポールなんですよ。地面のあるところはガードロープが5本かかっている。それで、例えば多重衝突を起こして、道路をふさいでしまったといった時に、どうしますかこれ。唯一回れるのはトンネルの中で、逆走はできないからね。トンネルの中はなんとかポール倒しても抜けられるんですよ。だから、その辺を想定してまず例えば人身事故に発展したら、救急車なんかはどうするのかなどというそういう心配もあるんですよ。その辺を含めて、これは仮の例であってもらいたくないんだけど、そうはならないので、その辺の想定をした中で町の役割。私はなにもあれしてって言っているんじゃないですよ。木古内町としての役割をきちんと果たすためにはどうしたらいいかっていうことを聞いているんです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) まず先に、渡島・檜山連絡協議会の主な目的でございますが、かいつまんでご説明をさせていただきますと、函館開発建設部が管理いたします高規格道路、この高規格道路とは函館新道、函館江差自動車道、函館新外環状道路、この3本を指すわけがありますが、におきまして大規模な交通事故や大規模車両の滞留が発生した場合の関係機関の対応手順、役割分担の検討、整理をしましょうということで、いま現在関係機関の中で覚書を案として上げて、その中で町として木古内町の役割としては、避難所、バス、これは北斗市さんのそういった例もありながら、町としてこういった役割が求められるだろうということで、まだいま案なんです、それを想定しているわけでありまして。

また、高速道路内での事故が起こった場合にいわゆる事故等の対策、現地本部はどこにあるんだと、誰が設置するんだというようななんとなくそのような感じも受け止めましたので、あくまでも構成員は函館開発建設部、あと管轄の警察機関、そして管轄の消防機関、この3機関であります。ただ、その他の必要に応じて関係機関の参入、関係機関の応援体制をいま現在構築しようとしている状況でございます。

また、高規格道路での事故等に対する車両の考え方なんです、これは東出議員から質問いただきましたが、これはとても関心事が高いものであると私も認識をしております。

基本的には救急車の場合は、3名の職員が乗車しているわけでありまして、天候若しくは救急患者の状態だったりとかそういったものを総合的に判断して、3名のうち1名が隊長が乗っていますから、隊長が経験上どちらのルートがいいかと。いま木古内方面から函館方面以外にも下道を通って茂辺地とかいろんなルートが考えられますから、それは救急車両を運転しているいわゆる隊長がその都度判断をして、現地へ向かうこととしております。

また、橋の上のポールというような表現がございましたが、これもいま私も確認中でございますが、いわゆるUターンする場所について、これも極めてちゃんと考えなきゃいけない案であるので、私個人的にはポールの場所は取り外しをして、Uターンの場所であるというふうにもいまのところ認識しているんですが、そこも改めて開発建設部のほうに確認をさせていただきたいとそうように思っております。

基本的には、対策本部も開建と消防と警察ですが、木古内町として木古内の区間での事故だったり、あと町民のかただったり運転していて気になったことがあればその都度、私達もしっかりと開建のほうと意見交換をしたり、必要によっては要望をしたり、これは町としてやるべき役割、使命だと思っておりますので、引き続きなにか気になるようなことがあれば

お声がけいただきたいとそのように考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) だいたい概ね理解しがたいところもあるんですけども、町長、私あとで聞こうかと思ったんですけども、先にしゃべっちゃったんですけども、町長が言い出しちゃったので私それに便乗してちょっと質問するんですけども、要は救急搬送の話をしましたね、いま。それっていうのはある意味じゃ渡島西部広域の中でそういう議論がされたのかどうなのか、そして上手く理解できないんですけども、道路状態が良ければ渡島西部四町の救急車は高速に上がって走るということも可能だし、場合によっては高速道路が使えない場合は、いまの海岸線を走るというそういう捉え方でよろしいのでしょうか。そうするとやはり一番情報収集が早いのは木古内ですよ、地元には高速道路があるわけだから。そしてその時に、じゃあ知内の救急車から福島の救急車か松前の救急車も木古内に情報を聞けばわかるっていうふうに理解していいんでしょうか。まずその辺ちょっと私わからなかったんですが、それと大事なのもし万一事故なり、それから猛吹雪で見えないということであれば、例えば通行止めをかけたりますんでしょうけれども、それを伝えるには私はこの防災無線よりないだろうと思うんですよ町民に。ラジオでもやりますよ、結構早い時間からラジオも流しますけれども、やはり一番早いのは地元の部分に関しては、防災無線をどう有効利用するか、この辺検討したことありますか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 基本的にいろいろご質問いただいたんですが、通行止めの措置に関する質問は、基本的には北海道開発局と警察が協議をして通行止めの決定をするんですが、ただしいま想定しているのは、それでは柔軟性だったりスピード感を持って対応できないということで、例えば消防車が現地に最初に着いた場合は、例えばインターチェンジのところで通行止めをできるですとか、その辺りはそれぞれがしっかりと柔軟に動けるような体制の構築づくりをいま進めているところでございますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

また、通行止めは事故のほかにも風速20m以上で、交通事故発生危険性が認められるということで、通行止めに高速道路になるんですが、これは北海道開発局なんですが、ただこれも一概に20mという基準はあるものの、雪が影響してきます。ですので、総合的に判断をして通行止め、若しくは速度制限です。50kmに落とすですとか、そういった判断をまず安全第一に考えて運用しているとそのように私としては認識をしております。

あと、防災無線での町民の皆様への周知ですが、こちらにつきましても正確な情報が入り次第、防災無線をしっかりと活用してご案内させていただきたいとそのように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 一部には我々議員懇談会で町内会あちこち回ったら、防災無線もなんか病院の宣伝の道具じゃないのとまで言われたりもしているんですよ。だから、最終的にはやはり住民にどうやって万一、それから事故に遭わないためには、住民にはいち早くやはり知らせる方法、これがやはり大事だと思うんですよ。事故を起こさない、遭わない、未然に防ぐ、その手段として私は防災無線の有効活用、これやはり総務課長、約束できますか。

防災無線、情報が入ったらもうなにがなんでもすぐ流すと住民に、何時だろうが時間問わ

ず。例えば夜中に降るようであれば、その前の庁舎閉める前に流すとか、そういうなんかいろいろ工夫をして住民にいち早く教えるということについては、総務課長にこの辺については一つ聞いておきたいなと思いますので、総務課長で申し訳ないですけども、副町長でもいいです。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいまの質問にお答えいたします。

確かに情報はいち早くというのが鉄則だとは思いますが、正確な情報というのがその前に最優先されると思います。例えば、事故での通行止め等も町民から一報が入りましたというような情報をそれで通行止め、いま事故が起きて通れないようですとかってというような内容は一切防災無線を使って流せませんので、あくまでもしっかりとした情報をつかんだ上で、それをいち早く周知のほうを努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君の一般質問をこれで終わります。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時12分
再開 午後3時23分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。

だいぶ一般質問も長引いております、なんか私個人的にトーンダウンしている部分があるんですけども、大変申し訳ございません。頑張りますので、一つお願いいたします。

私は一問です。提案の内容は、町民への防災グッズの提供についてでございます。

世界的異常気象での大規模自然災害や、東日本大震災を上回る地震による未曾有の被害が想定されています。

千島海溝、日本海溝、南海トラフが大きな話題となっている昨今、我が町も両海溝沖地震による大津波での大規模被害が想定がなされ、それに伴うハザードマップがことし4月に全世帯に配布されました。

これらを踏まえ、我が町では各町内会単位での減災に向けた自主防災組織立ち上げの動きが活発になりつつあります。しかしながら、住民サイドの防災・減災に対する意識に温度差があることも感じているところであります。

大自然の猛威がいつ起こるかわからない中、災害に対し「自分の命は自分で守る」をベースに防災・減災の意識高揚を、官民挙げて図る必要性を強く感じます。

そこで、全世帯へ防災グッズを提供すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 6番 新井田議員のお尋ねにお答えいたします。

全世帯への防災グッズの提供についてでございますが、町では公共施設に一定数の備蓄があることと、非常持出品については、各家庭それぞれご自身にあった食べ物や必要な物も異なることから、行政として防災用品を購入し、町内の全世帯へ配布する考えはございません。

ハザードマップに非常持出品に関する内容も掲載しておりますので、改めて各家庭に必要な持出品と備蓄品をそろえていただき、私だけの防災グッズ、一人ひとりの防災グッズを完成して用意していただきますように、町といたしまして引き続き啓発に努めてまいりたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 町長のほうから質問要綱含めた中でのご説明をいただきました。

ざっくりきょうの質問要旨をいただいた時に、もう言い切られましたことに変えちょっとショック的な部分を感じているところでございます。

この震災・防災、そもそも千島沖、日本海溝沖、強いて言うならば南海トラフ、この三つの海溝沖地震のそもそもの想定っていうのは、私達個人がしているものじゃないんです。ご承知のとおりだと思いますけれども。これは、政府が化学的根拠を持ち得ながら、その最新情報を想定範囲内で私達に情報提供していただいているんだとそういう部分を強く感じていただきたいんですよ。我々が個人的にああだねこうだねっていうことではないんです。

その中で、いままで機会あるごとに行政と対峙しながら、ある程度方向なるそういう部分をちょっと提案してきたわけですけども、その一貫で今回防災グッズという考えに至ったんですけども、冒頭申し上げたように非常にやはりいま機運が高まっているんだと防災に関する。同僚議員もおっしゃったように、いろんな部分での賛同をいま得ている状況の中で、防災マップを配布したというこれは一つの段階で、決して結論ではございません。そういうふう思う中で、やはり意識に多少の温度差があるっていうことは事実だと思うんです。

そういう部分を解消するためにもここで「支給はいたしません」と、要するにそういう「行為はしません」という言い切られたわけですけども、逆に言わせてもらうと言葉尻を問うわけじゃないですけども、引き続き啓発をすとか公共施設に一定の備蓄があるとか、非常時については各家庭それぞれにあった食べ物だとか云々だとか書いています。これってなんなんですか。これ文章とかじゃないと思うんです、私。全く町民に対する防災、あなた方が考えているような大変申し訳ないけれども、低いレベルの防災意識だなんて改めて感じました。本来、こうであるべきじゃないですよ。もうちょっと丁寧な説明をそれはお金なのか、なんなのかってもうちょっと具体的に言ってくださいよこれ。自分にあった食べ物とかってなんていう表現なんですか、これ。こんなの水と乾パンとかそんなものに決まっているわけじゃないですか、そんなの。あなたのメニューはきょうはフルコースですってことにならないわけですよ。だから、こういう表現はいかがなものかと思う。まして住民の安全安心、生命財産を守るっていうそういう問いに対して、こういうなんか誰が見たって町民感情を逆なでするような表現は止めてくださいよ。もう少しこうであるからこうしたいとか、そういう表現を使ってくださいよ。ましてこれハザードマップに書いているからっていう、それは書いていますよ。書いているたって、あなた方4月からですよ、もう9か月ですよ。この間、1回か各地区町内会ではそれは単位でやったのかもしれないけれども、その後のあとの町民に対する啓発なんてなんかしたことあるの。12月の広報を見たって、寒くなるから気をつけてねぐらいの話でしょう。だから、私はもうちょっとかみ砕いていただいて、例えば2,100世帯ざっくり、例えば5,000円の単価のグッズを提供すると1,000万円かかると。そうしたら、これはちょっと行政としても無理なんだ、そういう具体的なお話をしてくださいよ。

こうすればなんとかなるとか、こうすれば援助できるとか、その辺のもうちょっと前向き

な答弁をいただきましたかっただけですけれども、その辺のもう1回見解をお願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員の再質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、防災グッズとはなんだろうかという部分の認識を確認させていただきたいと思いますが、ハザードマップの11ページに非常持出品と非常備蓄品の備えようってあります。

基本的にできるだけ防災バックに入れていただきたいものは、非常持出品であります。

これは、できるだけ身軽に避難できるようにするため、非常持出品は避難に必要な物品や貴重品に限りましょうということでございます。これは、具体的にどういうことかと申し上げますと、例えばですが現金や通帳、免許証、若しくは薬ですとか携帯電話の貴重品です。

また、さらには眼鏡ですとかコンタクトレンズ、補聴器ですとか高齢者のかたでしたら入れ歯ですとかこういったものを非常持出品として、すぐ持てるような体制にしておいてくださいというのが町としてのお願いでございます。そして、やはり防災バックという一つのバックで、家族構成もそれぞれ違います。体の小さなかたから大きなかたもでございます。高齢者や体の不自由なかた、若しくは赤ちゃんがいるご家庭、それぞれのご家庭に必要な非常持出品は、異なってくるわけでございます。

また、右手にあります非常備蓄品でございますが、こちらは3日間生活できるように各家庭で備えてくださいとお願いしているものでございます。これは、なにを想定しているかと言いますとライフラインが途絶えた場合を想定しているわけでありますので、例えばカップ麺ですとか水ですとか、そういった生活する中で、若しくは暑さ寒さ対策を中心にこのページには書いてあるわけでございます。

防災バックというものは、中には非常持出品と非常備蓄品が一緒になって入っているバックもございます。ですが、重さもあとそれを背負うかたも子どもから高齢者まで様々体の大きさが違いますから、町としては防災バックを持って逃げる時は、まず逃げることを最優先していただきたいということで、全町民が同じような防災バックの配布は考えていないということで、答弁をさせていただきました。

繰り返しになりますが、日頃から避難する際はご自身の使うものをこれを持って行こうとか、そういったものはしっかりと確認して意識をしていただいて、非常持出品と非常備蓄品に関する意識の啓発っていう部分は、新井田議員からも様々なご意見をいただきましたので、町としてこれはしっかりと啓発に努めてまいりたいとそのように思っているところでございます。内容といたしまして、1回目の答弁を少しかみ砕いてハザードマップを活用して説明させていただいた答弁でございますが、ご理解をいただきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 町長、それいいんだって。それ見たって個々の皆さんの考えが必要ないんだから、そのために意思統一をするために、行政が自らやはり汗を流してもらうと。

先ほど言ったように9か月経つのに、全く啓発、啓発っていうようなことさえやらやっていないんだから。全部町民任せだよ。だから、我々がこういう想定をしているんじゃないんだと。いま政府だって10年がかりでこの減災のために、8割減災のために、一生懸命情報を流しているわけですよ。そういう情報っていうのは、一体どういうふう考えているんだろうと思う。その減災に対する意識があれば、例えば1,000万円っていう部分が500万にしてく

れないとか、300万にしてくれないとかっているいろんな選択肢はあるじゃないですか、やり方によっては。ここの考えは違うんだよ、こういうものを入れていなきゃだめなんだよ、そんなのはいいんだって、与えられた人が足りないものを補充するんだから。そういう購買力だって持つわけじゃないですか。だから、そういう部分をやはり行政として主導権を握りながら主導してもらって、やはり町民に対する何回も言うけれども、アクションがほしいんですよ。ああいう一冊のハザードマップやって、それでじゃあねって、いままでの状況だとそんな感じですよ。きのうは、総務課長がこの暴風のアナウンスをしてくれました。あまりないですよ、ああいう部分っていうのは。すごくいいなとそんなふうになんと個人的に思いました。だから、そういう部分を含めてやはり町民の皆さんに形としたものをさらなるものを望むわけですよ。でも高いからいいっていうことでない。だからそれを言っているんだけれども、12日に総務課長から電話をいただきました、どの程度のことを考えているんだろうとご相談をいただきました。私は、やんわり言いました。だけれども、その時は多少は前向きに考えてくれるかなっていうふうにはイメージは持っていたけれども、あにはからんやが。なんかざっくりもう言われちゃって、「んっ」と思ったんですけれども、いろいろ考え方はあるだろうし、その議論の力もあると思うんだけれども、やはりなんて言うか全額は負担できないけれども、こういう形だったら負担できるよとか、防災に関することだからあなた方やはりお国にどんどんどん物物を申すことって可能じゃないんですか。

もう1回その辺再考するっていうような考えはないのかちょっと聞きたいです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員の再質問のお答えをさせていただきます。

まず、防災グッズに関する費用の部分で私が判断したっていうことは一度も説明はしておりませんので、特に費用がどうこうだからとかっていう判断ではないということをご理解いただきたいです。1回目の答弁にさせていただいた私だけの僕だけのあなただけの皆さん一人ひとり防災バック、必要なものが違うんです。ですので、町民が3,700人いれば、3,700どおりの防災バックがあるわけなんです。ですので、町として意識高揚のためになんとかいろいろご指摘もいただきましたけれども、各町内会で訓練また皆様が集まる時に、いままではハザードマップの活用方法の説明をさせていただきました。もし必要があれば、僕、私、あなただけの本当に一人1個の防災バックについていろいろ説明をしたり、意識が高まるような取り組みというのは、町として必要だろうというふうには認識をしております。ただし、非常持出品と非常備蓄品、ここはしっかりと分けて考えなければならないというふうに思っていますので、そこも含めて町民の皆様避難する時に非常持出品、本当に大切な薬とか免許とか、本当に身の回りのものはある程度準備しててくださいねとこれは再三、答弁が同じような答弁になって大変申し訳ないんですけれども、でもこの積み重ねしかない私は思っていますので、ご理解をいただきたいとそのように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) どうも納得できないね。だっていま町長言ったように、3,700人いるって3,700人にやれってことじゃないんだって。各世帯って言っているんだって、だから。それは、確かにその世帯世帯で考えは違うかもしれない。だけれども、そういうグッズがあることによって何回も言うけれども、そのこの家庭のあり方だあってあるわけだから、それは同じものは各1戸1戸にあてがったって、入れるものは別なものが入るかもしれない。そ

それはそれでいいじゃないですか。だから、それはちゃんと足りないものはその家庭でチョイスしていただいて、自分方でちゃんとお金を払って買って用意をするんだとそう私は言っているんだって。なにも3,700人に一人ずつにやれってことじゃないんだって。それに備蓄品とかグッズに関しては、きちんと色分けとかあってあれだけでも、ここに謳っている「公共施設に一定の備蓄がある」とかって言っているけれども、何回も過去に本町はいいよ、本町は少なくとも、いっぱいあるんだもの備蓄が。だけれども、私達みたいにちょっと離れたら何回もご相談しているけれども、全く動いてくれていないじゃないか。見てねって我々の例えば200・300の人間が一堂に会して避難した時にどうなるんだってこともずっととってきたんだけれども、そのための備蓄品はどうなるんだってというようなことも言ってきたはずだよ、町内会単位で。それさえすらなにも回答もないのに、ここで言う一定の備蓄があるっていうのは、一定だろうけれども。こういう部分なんていうのは、一朝有事の際にはその備蓄品だけで間に合うわけないんだから、少なくともその家庭で大事なものをパッと持って行けるっていうそれが必要っていうことを私は声を大にして言っているんですよ。だから、いろいろ方法はあるでしょうけれども、全部が全部丸呑みしてくれってことじゃないんですよ。3,700人、一人ひとりにやってくれってことじゃないんですよ。少なくとも安価でもいいから、ここに「引き続き啓発に努める」のであれば、そういうことも視野に入れるべきじゃないんですか。もう1回答弁をお願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員の質問にお答えいたしますが、防災グッズの中身について、新井田議員から具体的なお示しがなかったので、私は一般的に販売されている防災グッズと想定して、答弁をさせていただいております。

この中は、非常持出品や折りたたみのバック、簡易救急セットとか保存水、懐中電灯、ロウソク、ビニール袋、ポリ袋、そういったものが基本的なものになると思いますけれども、そういった防災バックのという認識でよろしいですか。先ほども答弁させていただいたように、本当に大切なもの非常持出品を考えた時に、本当に必要なものを持ってきてほしいんです、避難所に。なので、まずその防災バックという定義がすみません。おそらく新井田議員と私は同じようなものを想像しているかと思うのですが、非常持出品として避難する時に、一般的に売られている防災バックでは、必要なものがどれぐらいあるだろうかということ考えた時に、それぞれ疑問もあったり、それぞれ個人によって必要なものも違うわけですよ。

ですので、私が申し述べているのは一人ひとりもそうですけれども、一世帯でもよろしいんです。一人でも世帯でもいいんですが、それぞれにあった内容の非常持出品を平日頃からご準備いただきたいです、もうそれに限ると思うんですよ。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) ちょっと水掛け論になっているんだけれども、町長なにも内容は例えば3,000円の防災バックだよとかリュックだよ、その中に要は水が入っている、乾パンが入っている、いろんな防災に対する必要品が入っているわけですよ、その規模によって。だけれども、町長が言っているようにそれに必要なものとか、個々に配布した時にそれになにを入れるかっていうのは、その家主さんの考えることであって、町長が考えることじゃないでしょう。それによって、そういう行為によって、意識高揚が図られるんだよっていう私はなにもここに謳っているとおり、冒頭言っているとおり、意識高揚が必要でしょうって

言っているわけですよ。その一つの手段として、こういう防災グッズを提供したらいかがでしょうか、なにも中身を行政が決めれなんてそんなことを私は言っているわけじゃないって。

3,000円のグッズを例えば私のところにありがとうございますってもらった、あとは自分でこれも足りないね、これも必要だね、これも入れておかなきゃだめ、それは各家庭の判断でしょう。誰も町長に指示されるなんてそんなことを私は言っているわけじゃないんだって。

だから、いままでのその流れからいって、啓発だ啓発だって言うけれども、さほど動いているようには感じないし、だからその一貫としてそこにもものがあるといざという時に、それを持って逃げるってということが啓発の一つの手段じゃないの、だから応援してくださいっていうことを言っているんですよ。もう1回。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員、防災バックの例えばサイズの話をしてしましましょうか。例えば、想定70歳から80歳のかたで、自足で自分で歩けますと。そういったおばあさん、例えばです。高齢のかた、若しくはバックを背負って本当に避難するんだらうかと。避難する時は、早く避難しなきゃいけないです。ということは自主防災計画の中で、何々さんと何々さんを例えば新井田議員の車に乗せるんですけれども、避難する時に防災バックが圧迫を例えばです。車の中だったり避難する時の邪魔となつてはいけません。あと、それぞれの体のサイズも違いますから、リュックの大きさそのものもどうなんだろうかと考えたわけでありませう。そういったことを総合的に考えた時に、一つの基準で個人なのか世帯に配るよりも、一人ひとりが避難しやすい、持ちやすい、持ち慣れた、体にあったものをご用意していただくことが時間がない中で、避難しなきゃいけないそういった追い込まれた時に、一番それが負担をかけないだろうと思ったんですよ。逆に防災バックが避難をする時の邪魔になつてはいけません。そういった観点も考えなきゃいけないなと思つて、現時点ではそのように考えております。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 本当にいまの話を知ると住民のためを思つて、そこまで一応考えてくれているというふうに改めて思いました。そんなもの町長、防災グッズの鞆が荷物になつて乗れないとか、その反面自分にあつたものを背負えとか持つて行つてとか言っているんだけれども、同じじゃないですかそんなもの、考え方は。そうでしょう。どっちにしたつて大事なものを持つて行かなきゃならないんだって。それは、一つのこういうどれだけのバックか金額ベースに寄り切りです。かえつて私は、それに大事なものを入れて、目の前にあつたらそれを持って逃げる、そういう行為のほうがしやすいんじゃないかと思つます。あなた方個人的に一人ひとりに勝手に用意してくださいね、しませんよ。しないって。私はそう思つます。考えてみてくださいよ。だつて、町長方がそういう判断なんだから。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) すみません。わかりやすくできるだけ説明はさせていただきます。

防災バックとは、別に用意するものじゃなくてもいいんです。通常、使つているバック、通常、使い慣れたバック、それを防災バックとして持つて行つてもらつてもいいんです。

そういったことをいろいろ考えた時に、本当に防災バックを配つたからといって意識の高揚につながるのか、というのは私はイコールではないと思つております。もっとわかりやすく説明させていただきましたが、日常使つているバックが防災バックでもいいわけでありませう。

す。そういった部分もいま一度、ご理解いただけるように町として意識の高揚に努めてまいりたいとそのように思っています。以上です。

○議長(又地信也君) どこまでいっても平行線ではないんだけど、そんなあれも受けます。

6番 新井田昭男君、よろしいですか、ここで。まだ時間あります。わかりました。

それでは、6番 新井田昭男君の一般質問を終了いたします。

次に7番 相澤 巧君の一般質問をお願いします。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤 巧です。

私からは、高齢者の投票環境の整備と移動期日前投票の実施をお願いすることで、一般質問を行いたいと思います。

国民の意思を政治に反映させる選挙は、民主主義体制を支える重要な制度です。

いま人口減少、高齢化が進み、投票したくても行けない投票困難者が増え、投票環境を改善する動きが全国で進んでいます。

総務省では、移動期日前投票が着実に増加していること、あわせて各自治体の事例集などを公表し、「各選挙における積極的な取り組みにつなげていただきたい」としています。

当町では、役場2階に期日前投票所が設置、運用されているところです。エレベーターがあり、靴の履き替えもないことから、評判も良く、積極的に利用されている住民がいることは聞いており、評価するところです。

一方、投票所が遠い、移動手段がない、などにより棄権をすることがあることも聞いております。

期日前投票は、住んでいる近くで投票できる、投票意欲を高めると同時に、投票の権利を保障する、投票率の上昇にもつながるものと思います。

この実施について、見解を伺います。よろしくをお願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 7番 相澤議員のお尋ねにお答えをいたします。

移動期日前投票所につきましては、利便性等については、十分認識をしております。

道内にも既に導入されているいくつかの自治体がございますが、導入事情は一部の地域の投票所を統廃合することに対する救済策であります。純粹に移動が困難な有権者を幅広く支援するものではありません。そのため当町といたしましては、いま現在、導入する考えは持っておりませんが、ご近所のかたが車で外出される際に、期日前投票所まで乗せてもらうのですとか、地域のサポートもいただきながら、町も力をあわせて手助けしていきたいと考えておりますので、投票所に行くことができないかたがおられましたら、まずは選挙管理委員会にご相談していただいた上で、そのかたにどのような手助けがあるか、可能であるか判断してまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) ありがとうございます。

いまご答弁の中で、投票所の統廃合することに対する救済策というような形で答弁を受けたところです。ただ、事例がここにいくつかあります。確かにその中には、おっしゃったような事例がたくさん載っております。また、ほかにも若い人達が18歳以上のかたの投票率を

上げるための学校や商店街で、投票所を設けたりというような事例も載っています。確かに一部投票所を廃止したため、その補完のためにという例もあります。ただ、そのほかにも期日前投票所に関して、投票機会並びに若者への選挙啓発及び投票機会を確保することを目的、その前に高齢者の移動弱者と若者の投票機会を確保することを目的にという形で、これは福井県の小浜市でやっております。それから、長野県松本市でもコミュニティバスを利用した移動期日前投票所を山間地域、大学、高等学校へ派遣し、投票所への交通手段が難しい有権者の投票機会の確保を図ったという形で載っております。別に投票所が廃止された、そっちにこだわることはないんじゃないかなと私は思うところでございます。それについて。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 相澤議員の再質問でございますが、一度目の答弁のように、まずはいまの現状、そして選挙管理委員会にご相談いただいた上で、どんな手助けができるかと判断したいと思っております。本来、人と物と財源があれば、こういったものを導入してっていう思いもあるのはあります。だがしかしながら、期日前投票所を運営するという状況も決して余裕があるわけではなくて、そこにも住民のかただったり選管のかたにいろいろご協力をいただかないといけないと。そういったことを総合的に考えますと、移動の投票所というよりも、一人ひとりに寄り添った形で、移動困難者への支援を町としてはいま現在としてはそういった考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。だが、しかし今後、他の町や村のように将来的に統廃合を行わなければならないですとか、そういった不憫な状況が出た場合は、これはまた状況が大きく異なりますので、その時は積極的な導入もしっかりと考えた上で、総合的に考えて判断をしてみたいと思っているのがいまの考えであります。以上でございます。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 確かに事情はわかります。職員なり投票立会者などの人選が難しいことはわかるんですが、ただ違うほうの見方からいって、衆議院選・参議院選の過去の投票率を見ますと、これではちょっと恥ずかしいんじゃないかなという状況にあります。参議院選で60%そこそこ、衆議院選で60後半ですか、町長選・町議選であれば70後半なので、その辺はそれでいいのかなと思うんですが、あまりにも投票率が低いと私は思うんです。事情はわかるんですが、ぜひ取り組む方向で今回は間に合わないにしても、進んでいただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 相澤議員の再質問のお答えでございます。

人口減少や高齢化が進むことによって、投票したくてもできないかたが一定程度いて、それが投票率の低下につながっているという認識もあります。ただし、投票率の低下という起因については、そのことよりもそうじゃないところに起因があるんだろうとそのように思っております。相澤議員のいま質問をいただいたように、その選挙の内容によって大きく差があるというところがおそらくそこになにかヒントがあるのかなと個人的に思っているところでございます。

いずれにいたしましても、来春からの大きく体制を変えて実施するというのは、非常に難しいという判断をいましております。いまできることは、これも再三になりますが、困っているかたがいれば町として最大限の対応をさせていただく。これは、移動期日前投票という

ことではなくて、困っているかた個別にできる限りご案内をしていくと。将来的なことを考えた時に、もし統廃合だったり投票所の状況が大きく変わった際には、これはしっかりとスピード感を持って、対応しなきゃいけないとそのように思っております。

現時点では、1回目の答弁となりますけれども、議員におかれましてはご理解をいただきたいとそのように思っているところでございます。いずれにしても、投票自体行けないかたがもしましたら、まずは選挙管理委員会、役場にご連絡いただきたいと思いますとそのように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) これ以上お願いしても進まないようなのでこれで終わりますが、ぜひ投票できないかたのケアを十分考えていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終了いたしました。

延 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 皆さんにお諮りいたします。

一般質問が終了いたしました。当初、7人の一般質問者全て終わりました。

課題は12件ありましたけれども、一般質問者のご協力によりまして、時間より随分早く終了いたしました。ありがとうございました。

そこで、一般質問が終了いたしましたので、本日はこれにて延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

なお、明日の本会議は午前10時から開会いたします。

本日は、どうもご苦労様でした。

(午後4時07分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月15日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 竹 田 努

署 名 議 員 平 野 武 志